

# 長野県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現～

令和4年（2022年）3月改定

長 野 県

## 目 次

はじめに	1
推進計画の見直しにあたって	2
第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方	3
1 推進計画策定の趣旨	3
2 推進計画の性格	3
3 推進計画の期間及び対象区域	3
4 推進計画の進行管理	3
5 連携・協働による推進計画の取組	4
第2章 長野県動物愛護管理行政の現状について	6
1 犬の登録頭数、狂犬病予防注射実施状況及び咬傷事故の発生状況	6
2 犬・猫の苦情	7
3 動物の保護・引取り等	8
4 動物の返還・譲渡	12
5 動物の殺処分	13
6 猫の路上死体収容数	16
7 動物取扱業	17
8 動物愛護啓発事業	18
9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取組み	19
10 飼い主のいない猫対策（地域猫活動）	20
11 ボランティアの活動	20
12 災害対策	21
第3章 新たな推進計画における施策等	21
1 推進計画の基本理念と施策体系	21
2 推進計画の具体的な施策	24
【重点施策1】猫問題への対策	24
【重点施策2】多頭飼育問題への対策	26
【重点施策3】災害対策	27
【重点施策4】動物取扱業者への対応	28
【重点施策5】動物介在活動の推進	29
【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	31
【継続的施策2】危害・迷惑の防止	33
【継続的施策3】普及啓発活動	34
【継続的施策4】関係機関との連携	35
【用語の解説】	37
長野県動物愛護管理推進計画策定の経過	39
長野県動物愛護管理推進計画 第1次改定の経過	39
長野県動物愛護管理推進計画 第2次改定の経過	40

## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などに伴い、ペットは単なる愛玩動物から「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」として、飼い主と強い絆で結ばれるようになってきました。特に、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいが大切であると言われてきています。

反面、ペットブームの中、十分な知識がないまま安易に動物を飼い始めたことに起因する、近隣とのトラブルや虐待・遺棄等の発生も後を絶ちません。

また、阪神・淡路大震災以降、災害発生時における被災動物にも大きな関心が寄せられるようになってきました。

長野県においては、平成12年4月に、動物愛護センター(ハローアニマル)を開設し、動物愛護行政の基幹的な拠点施設として、動物愛護精神の普及啓発、動物の適正飼養の推進を図ってきました。

このような中、平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国から示された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)に即して、各都道府県は動物愛護管理推進計画を策定することとなりました。

長野県では、この計画の策定に当たり、平成19年4月に「長野県動物愛護管理推進計画策定検討会」を設置し、この検討会による検討を経て、「長野県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

この計画では、基本理念、数値目標等を定め、長期的な視点に立って、総合的かつ体系的に各種施策を展開していくこととしていますが、それを進める上では、何よりも、県、市町村、関係団体、県民などが一丸となって取り組んでいくことが不可欠であります。

今後は、関係者との連携・協働をさらに図り、この計画を着実に実施していくことにより、人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現を目指していきます。

平成20年3月  
長野県

## 推進計画の見直しにあたって

長野県では、環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号、以下「基本指針」という。）に即して、平成 20 年 3 月に長野県動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、関係者と連携・協働しながら総合的かつ体系的に動物愛護管理施策を推進してきました。

平成 25 年度には、第 1 回目の見直しを行い、平成 35 年度（令和 5 年度）の犬猫の殺処分数を 3 ケタにするという目標を設定し、達成の手段として飼い主（動物の所有者。所有者以外の者が飼養又は保管する場合はその者を含む。以下同じ。）への啓発、地域猫活動への支援などを重点的に行う施策として位置づけました。この目標は、見直し後の平成 26 年度に達成して以降、順調に減少し、令和 2 年度には 260 頭となりました。

また、殺処分数の減少に付随して目標に定めた引取頭数の減少や返還率及び譲渡率の向上についても、令和元年度にはすべての項目で目標値を達成しました。

令和元年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護管理法」という。）の一部が改正され、併せて基本指針の見直しが行われました。動物愛護管理法の改正により、自治体の体制強化や動物取扱業者への規制強化、また遺棄・虐待に対する罰則の強化など、動物の適正な飼養管理をより推進する内容が盛り込まれました。

また、近年は台風をはじめとした広域・激甚災害の多発や、新型コロナウイルス感染症の発生など、社会を取り巻く環境が大きく変容し、それに伴って新たな課題も明らかになってきています。

基本指針の見直しや動物愛護管理法改正、社会情勢の変化等を踏まえ、当県においても、既存の施策をより積極的に進めるとともに、新たな課題に対する取組みを行うため、推進計画を見直すこととしました。

推進計画の内容や県の行う施策が広く理解され、県民、行政機関、その他関係者が一丸となって目標に向かえるよう、長野県動物愛護センターを中心に施策を展開していきます。

令和 4 年 3 月  
長 野 県

## 第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

### 1 推進計画策定の趣旨

近年、幅広い世代の国民の約3割がペットを飼育しており、家族の一員やパートナーとして生活に欠かせない存在となっています。

また、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや正しく飼養することの経験を通じた教育が大切であるといわれています。

しかしながら、動物の飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待、飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、動物の生態・習性を考慮せずに取り扱ったことによる計画外の繁殖や管理をめぐるトラブルなど、様々な課題が顕在化しています。

これら課題への対応に当たっては、動物が苦手な方々の思いもしっかりと汲み取り、お互いを理解しあうことが必要です。

推進計画は、人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法第6条の規定により策定・変更するものです。

### 2 推進計画の性格

この推進計画は、動物愛護管理法第5条の規定により環境大臣が定めた基本指針に即して、本県の実情を踏まえ、長野県動物愛護管理推進懇談会（以下「懇談会」という。）における意見交換を経るとともに、市町村の意見も伺いながら長野県が定めるもので、本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画であり、飼い主、事業者を問わず、すべての県民の動物愛護管理に関する指針となるべきものです。

なお、推進計画は、動物愛護管理法第6条第2項及び同条第3項に掲げる次の事項を含んでいます。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項
- (5) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

### 3 推進計画の期間及び対象区域

期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの9年間とします。また、対象区域は、長野県の全区域とします。

### 4 推進計画の進行管理

#### (1) 推進計画の公表

推進計画が策定又は改定された後は、速やかに公報等により公表するものとします。

## (2) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、推進計画の達成状況を点検し、施策に反映させていきます。

また、概ね令和7年度(2025年度)を目途に行われる基本指針の改定等に併せて、必要な推進計画の見直しを行います。

## 5 連携・協働による推進計画の取組

動物の愛護及び管理に関する施策は、犬猫等飼養動物や畜産動物、実験動物を対象として、愛護啓発から適正な飼養管理まで幅広い分野に関係することから、その推進には、関係団体等の密接な連携・協働が必要となります。

このため、この推進計画の実効性を高め、目指すべき方向へ着実に進めていくために、その考え方や具体的な施策が速やかに浸透するよう、飼い主をはじめとした県民に幅広く周知を行います。

また、市町村、学校等教育機関、動物取扱業者、飼い主、県民、関係団体等の主体的な参画と相互の連携・協働を図るため、役割分担を明確化し、協働体制の整備を行うことにより推進計画を推進します。

### (1) 長野県の役割

長野県は、推進計画推進のため主導的役割を持って、市町村、関係団体、ボランティアが行う活動を支援するとともに、推進計画が着実に実行されるよう、県の関係機関において、以下の役割を果たし、かつ、相互に連携して施策を進めていく必要があります。

ア 保健所(長野市保健所及び松本市保健所を含む。)は、動物の保護・収容、引取り・返還・譲渡、苦情対応、動物取扱業・特定動物等の登録・許可・監視指導、負傷動物の収容・救護、災害時の対応等市町村と連携し、主に動物の適正な飼養管理に関して事業を推進していきます。

イ 動物愛護センターは、施策を推進する拠点として、学校・地域・家庭における教育活動・広報活動、動物由来感染症の調査研究、ボランティアの育成・支援、適正飼養推進のための譲渡・相談事業、負傷動物の治療、地域猫の不妊去勢措置、災害時の対応等と連携し総合的に推進するとともに、推進計画全体の進行管理を行い、人と動物とのより良い関係を構築していきます。

さらに、動物の持つ癒し効果を活用した動物介在活動として、医師等の専門家や市町村等との連携のもとに、不登校や引きこもりなど困難を抱える子供への支援事業や高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院、学校などへの訪問活動を行います。

また、災害時における被災動物救護施設及びボランティア活動の拠点として活用します。

ウ 健康福祉部食品・生活衛生課は、推進計画の進行管理を行い、懇談会の運営、推進計画の施策に対する予算措置、関係機関・関係団体との調整等を行います。

また、災害時における危機管理については、市町村の取組を支援するとともに、

県民への災害発生時への備えについての普及啓発、ボランティアや関係機関等との連携の強化等を進めます。

## (2) 市町村の役割

令和元年度の動物愛護管理法の改正により動物愛護管理業務を行う動物愛護管理担当職員の配置が、市町村の努力義務として新たに加えられました。

市町村は、犬の登録・狂犬病予防注射済票交付等の事務を行うとともに、住民にとって最も身近な相談窓口として、動物愛護管理に関する地域住民の理解を図るために、保健所と連携し苦情対応や普及啓発、地元ボランティアとの連携・支援を行います。

また、飼い主の高齢化などの地域社会の状況に適切に対応していくため、住民が抱える動物の飼養に当たっての問題について相談ができ、支援が受けられる体制の整備や、生活面や心理面での助言・相談など複数の方向から支援が必要な問題に対応するための関係機関との連携して取り組むことが求められます。

さらに、災害発生時には、同行避難を前提とした避難所等設置の主体となり、関係機関等と協力して、犬猫等飼養動物の同行避難、逸走犬等の保護・収容・救護など適切な措置を行うとともに、平時から飼い主の災害への備えに対する意識向上を図るための普及啓発や危機管理体制を整備していく必要があります。

## (3) 学校等教育機関の役割

学校等教育機関は、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、また、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや動物の適正な飼養管理の経験が重要であることから、さらに動物愛護教育を推進していきます。

## (4) 飼い主の役割

飼い主は、法令を遵守するとともに、終生飼養や適切な繁殖制限措置、所有明示等を行い、人に迷惑をかけないように動物の適正な飼養及び動物の健康と安全の保持に努める責務があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるように、糞の後始末や清掃など主体的に行動していくことが求められています。

さらに、災害時の飼養動物への対応は、一義的には飼い主の自助が基本であり、災害発生時に備え、飼養動物との同行避難への備えを行うことが求められています。

## (5) 県民の役割

人と動物の共生する潤い豊かな社会を実現させるためには、県民一人ひとりが動物愛護活動を理解し、協力することが必要です。そのためには、地域において動物を愛護すべきと考える人と動物に対して好意を持たない人との相互理解を深めることが重要です。

## (6) 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、法令を遵守するとともに、飼い主の模範となるよう動物の適正な飼養及び動物の健康と安全の保持に努める責務があります。

また、飼い主に対して動物の特性や飼育方法など必要な情報を提供し、適正な飼

養管理の普及に貢献していきます。

(7) 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養管理に関する知識を有し、かつ指導力及び行動力に富む人のうちから保健所長の推薦により知事(長野市及び松本市にあつては市長)が委嘱します。

動物愛護推進員は、飼い主など住民に犬猫等の終生飼養や所有明示など動物の愛護と適正な飼養の重要性について理解を深めること、希望しない繁殖の防止措置に関する助言、犬猫等の譲渡のあっせん、行政施策への協力等を行い、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されます。

(8) 獣医師会等関係団体、ボランティアの役割

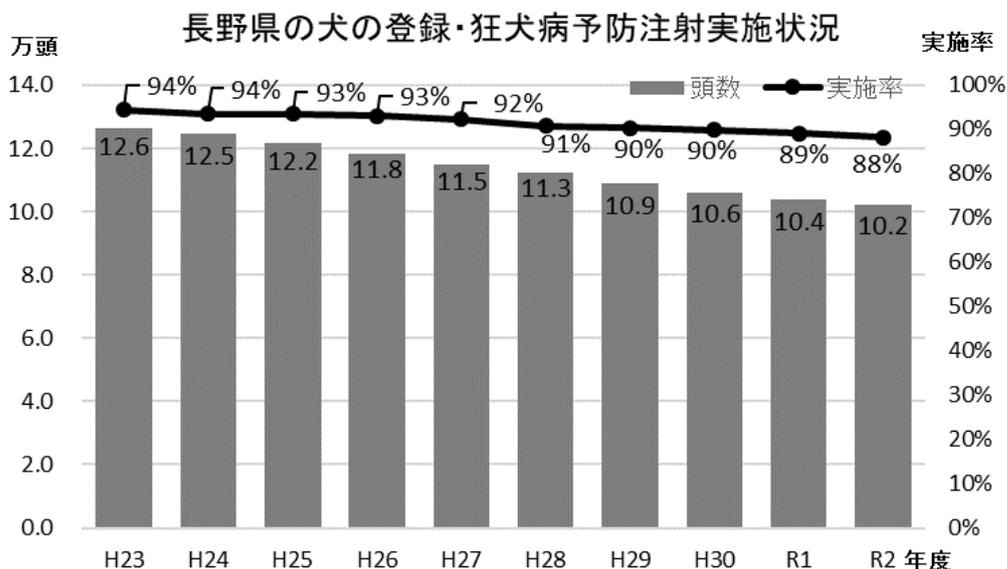
一般社団法人長野県獣医師会(以下「(一社)長野県獣医師会」という。)や長野県動物愛護会等関係団体、ボランティアは、推進計画に定める施策への協力・支援や独自の活動を通じて、県・市町村との良きパートナーとして、動物が人と共生して社会に受け入れられるための原動力となることが期待されます。

## 第2章 長野県動物愛護管理行政の現状について

### 1 犬の登録頭数、狂犬病予防注射実施状況及び咬傷事故の発生状況

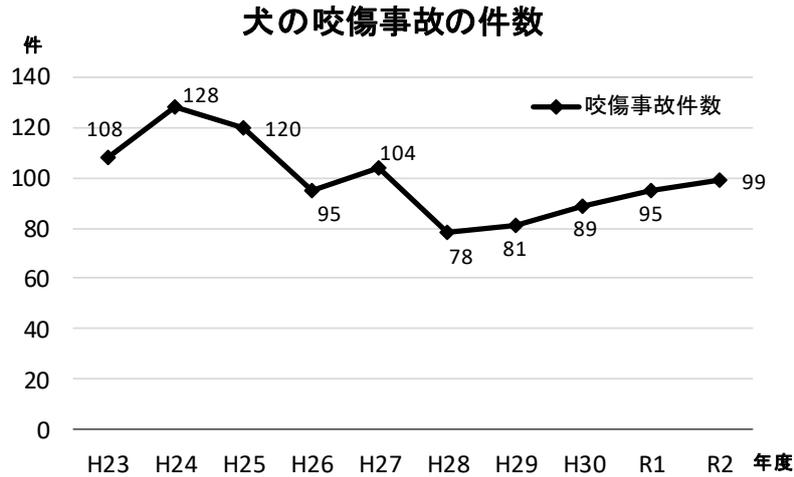
令和2年度の長野県内の犬の登録頭数は10.2万頭で、近年やや減少傾向にあります。

犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射実施率は、全国で71.3%(令和元年度)、長野県では88.2%(令和2年度)であり、やや減少傾向にあります。



令和2年度の長野県内における犬が人を咬む咬傷事故の発生件数は99件であり、平成23年度から令和2年度までは、78件から128件の間で推移しています。

令和2年度の咬傷事故の状況を見ると、犬を係留中の咬傷事故は46件、放し飼い28件となっており、被害者の状況では、通行中に犬に咬まれたものが57件、犬に手を出したものが21件、配達・訪問等の際が14件でした。

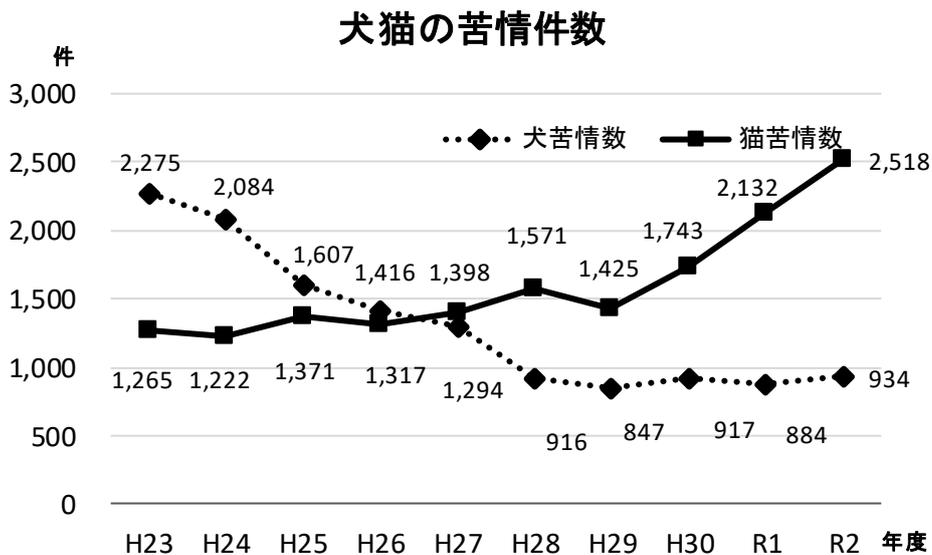


令和2年度の咬傷事故の状況（件数）			
動物の状況		被害者の状況	
係留中	46	通行中	57
放し飼い	28	犬に手を出した	21
その他	30	配達・訪問の際	14
		その他	20

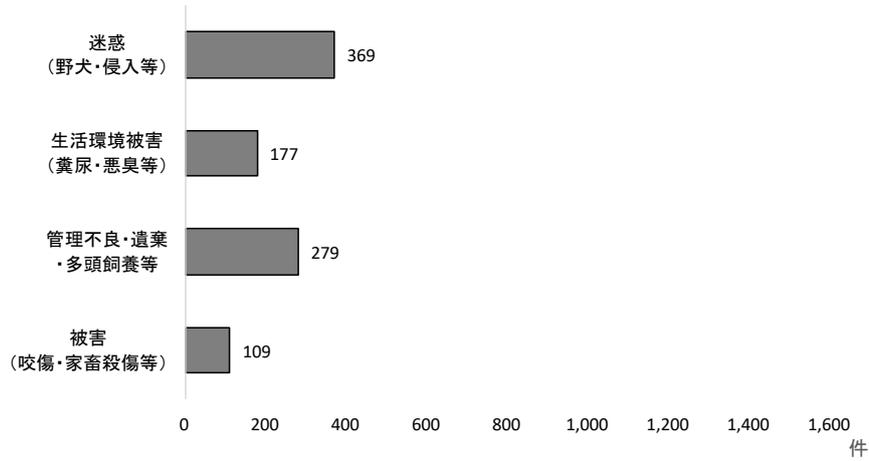
## 2 犬・猫の苦情

犬の苦情件数は、平成23年度以降減少して、近年は900件前後で横ばいであるのに対して、猫の苦情件数は1,300件前後で推移していたものが、近年は増加傾向にあり、平成27年度に犬の苦情件数と逆転しています。

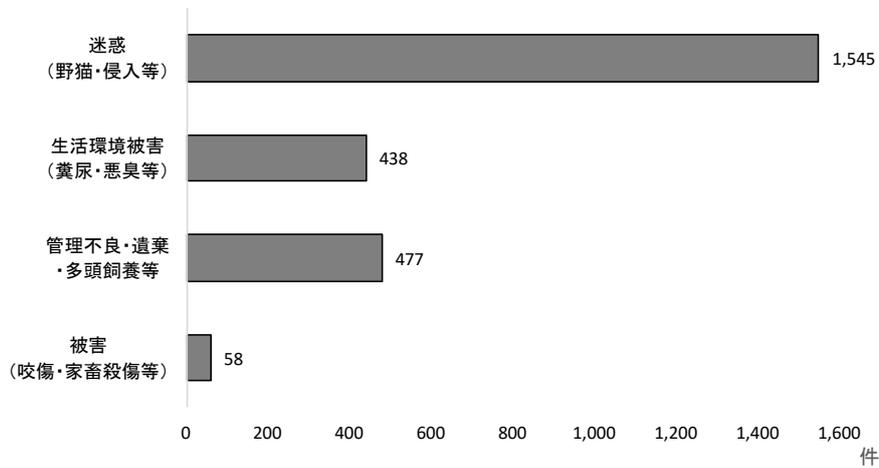
犬猫ともに、苦情の内訳の割合は年度ごとにほぼ変化はなく、また犬猫ともに管理不良等による犬の逸走や猫の敷地内侵入、多頭飼育、糞尿・悪臭による生活環境被害型の苦情が大部分を占めています。



犬の苦情内訳(令和2年度)

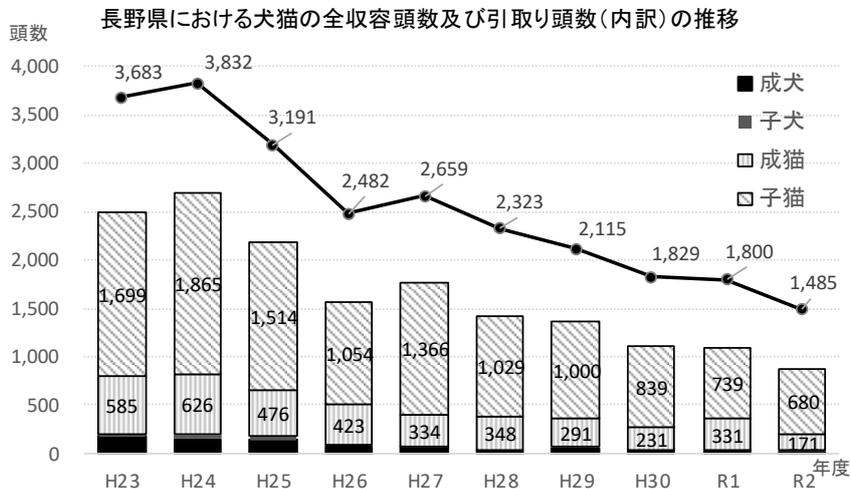


猫の苦情内訳(令和2年度)



### 3 動物の保護・引取り等

長野県では、狂犬病予防法及び動物愛護管理法に基づき、徘徊犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、負傷した犬猫等の収容を行っています。



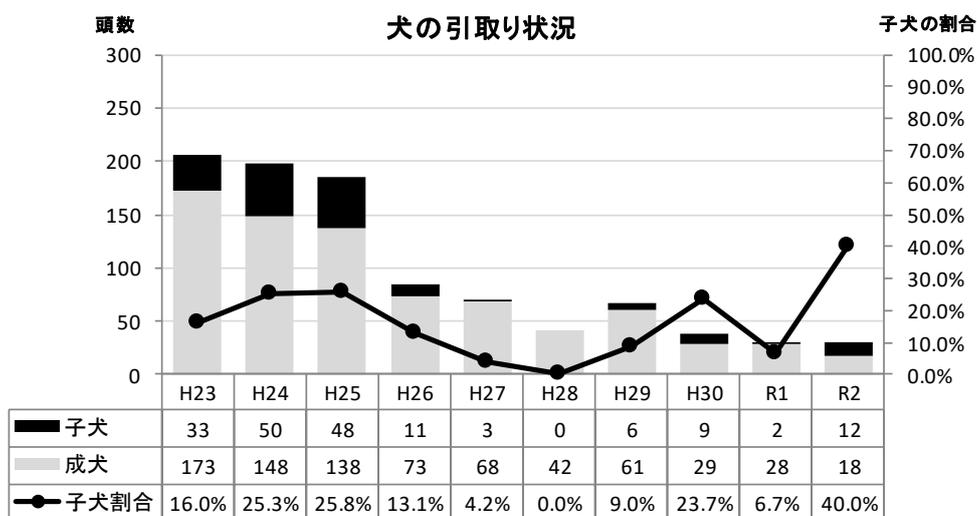
犬猫の全収容頭数（折れ線グラフ。犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷した犬猫等の収容頭数の合計）は、令和2年度は1,485頭であり、平成23年度の3,683頭と比べて59.7%減少しています。

また、犬猫の引取り頭数（棒グラフ。事情があつて飼養できなくなったり、飼い主の分からない猫を引き取るもの。）のうち、令和2年度の犬猫の引取り頭数の96.6%は猫となっており、近年、犬猫の引取りのほとんどが猫となっているのが特徴です。

(1) 犬について

犬の引取り頭数は昭和48年の5,860頭をピークに減少し、平成23年度で206頭、令和2年度で30頭となっており、犬の引取りは非常に少なくなっています。

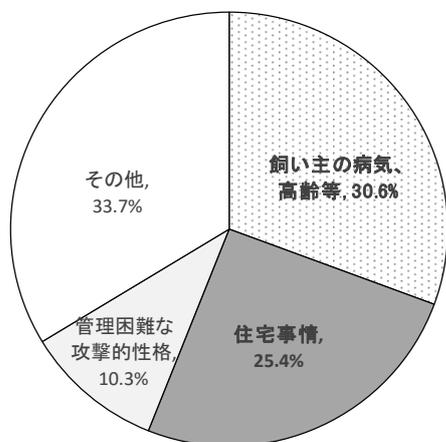
（犬の引取りは、猫と異なり、すべて飼い主が明らかな犬を引き取っています。）



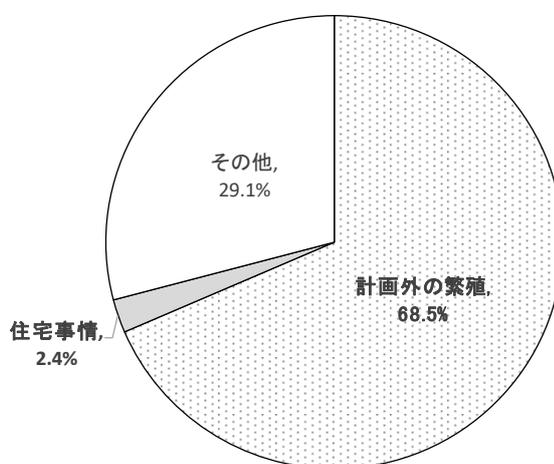
平成29年度から令和元年度における成犬の引取り理由は、飼い主の病気や高齢等及び住宅事情によるものが56.0%を占め、一方、子犬では68.5%が計画外の繁殖によるものでした。

犬の捕獲・引取り等は、飼い主の意識の向上、室内飼育、繁殖制限措置の普及等により減少してきたものと考えられます。

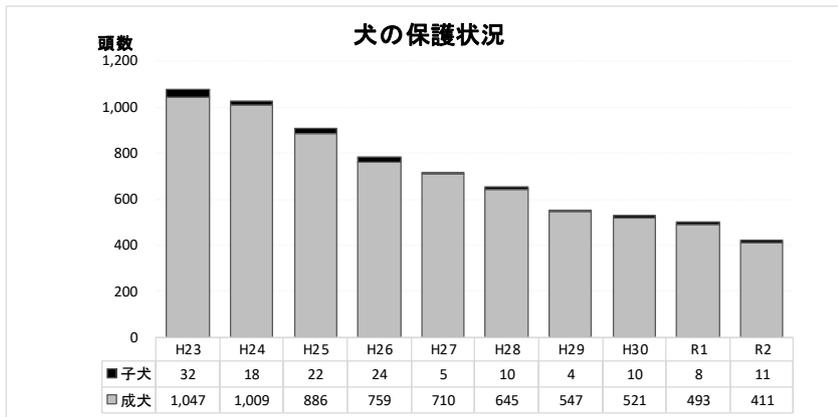
引取り理由(成犬、H29～R1年度全県合計:119頭)



引取り理由(子犬、H29～R1年度全県合計:25頭)



犬の保護は、いわゆる迷い犬などの徘徊犬や負傷した犬を保護収容したものであり、平成23年度に1,079頭であったものが、令和2年度には422頭と60.9%に減少しており、そのほとんどは成犬でした。

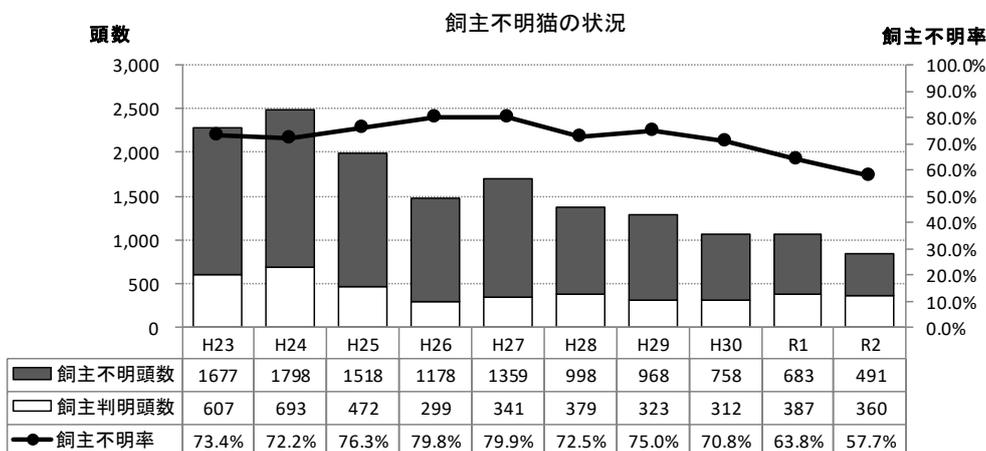
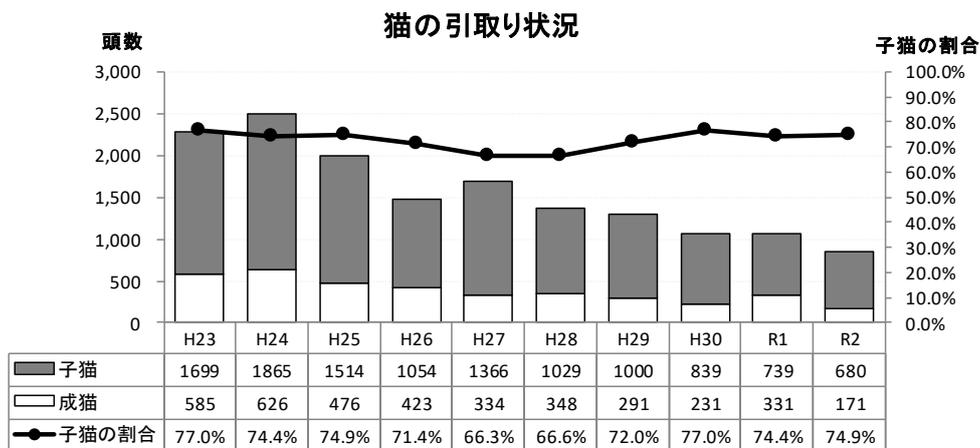


(2) 猫について

猫の引取り頭数は、平成23年度に2,284頭であったものが令和2年度には851頭と62.7%減少しています。

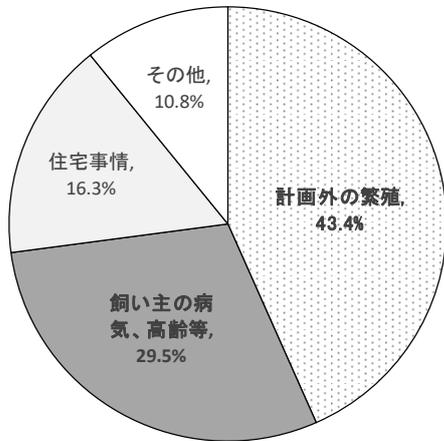
猫の引取り頭数の多くが子猫となっています。

また、猫の引取りの特徴として、飼い主が不明な猫が6割から7割となっています。

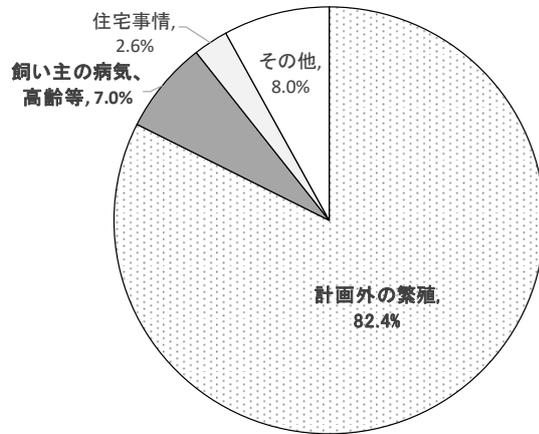


平成 29 年度から令和元年度における成猫の引取り理由は、計画外の繁殖 (43.4%)、飼い主の病気や高齢 (29.5%)、住宅事情 (16.3%) をあわせると 9 割弱を占めています。子猫では 8 割以上が計画外の繁殖によるものでした。

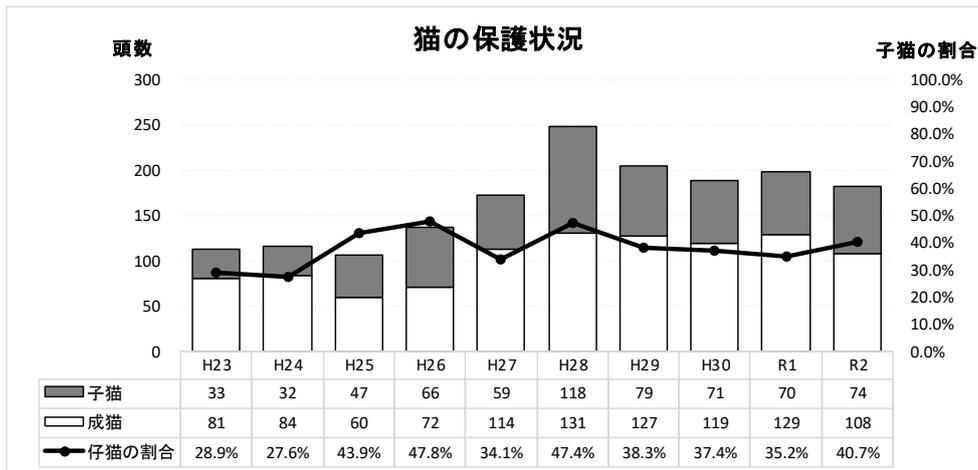
引取り理由(成猫、H29～R1全県合計:536頭)



引取り理由(子猫、H29～R1全県合計:380頭)



猫の保護頭数は、すべて負傷した猫として、交通事故や病気で保護収容されたものでした。



#### 4 動物の返還・譲渡

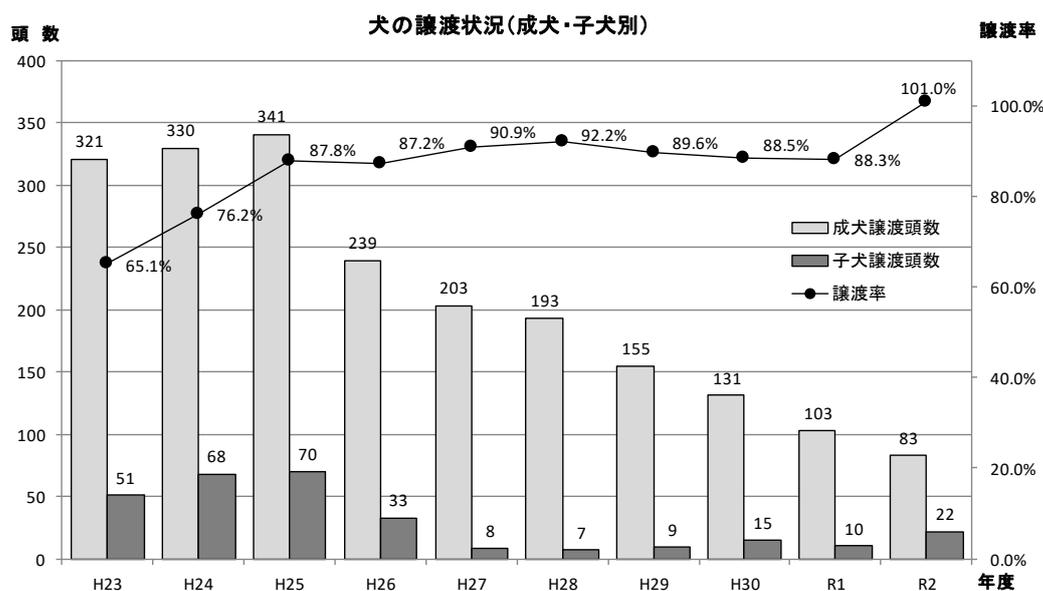
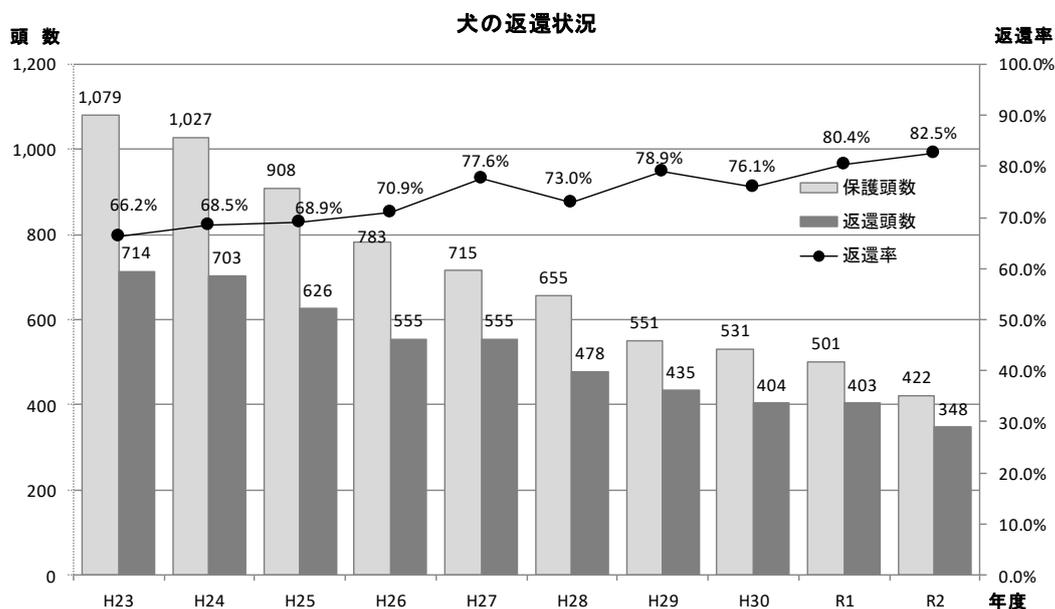
保健所では、徘徊犬を捕獲又は負傷動物を保護した場合、市町村に公示を依頼するとともに、県公式ホームページでの公開等により飼い主への返還に努めています。

また、飼い主が見つからなかった、又は飼い主から引き取られた犬猫については、犬猫の譲渡要領に基づく基準に適合するか判断を行ったうえで、希望者への譲渡を行っています。

##### (1) 犬の返還及び譲渡

犬の返還率は、平成 23 年度の 66.2%から令和 2 年度の 82.5%まで上昇しています。

犬の譲渡率は平成 25 年度以降、80%以上で推移しています。

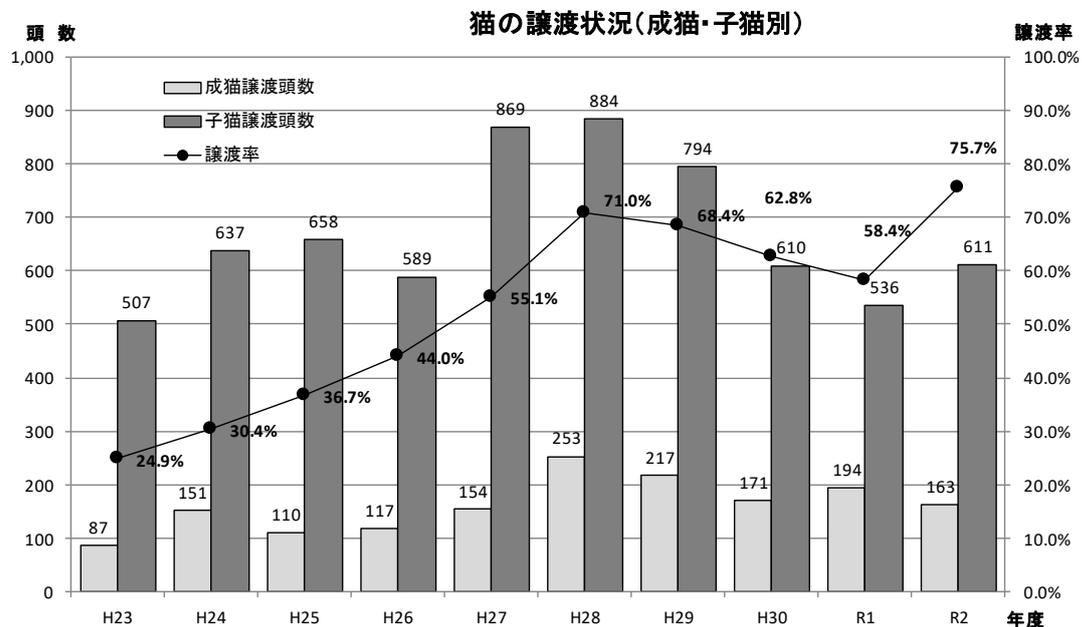
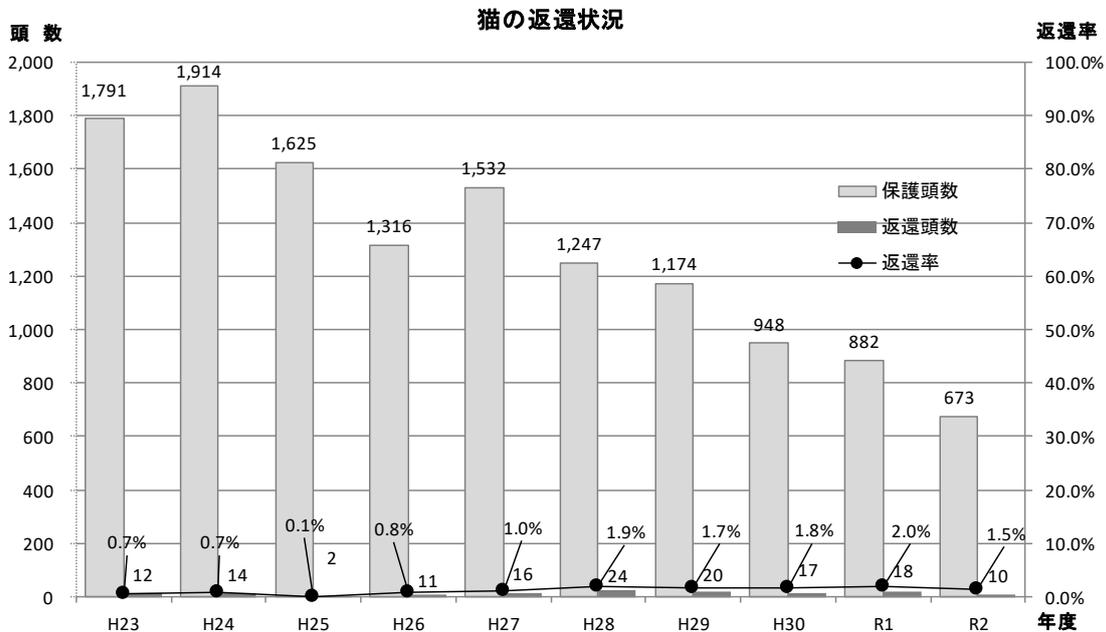


## (2) 猫の返還及び譲渡

猫の返還率は、平成 23 年度以降、1.0%前後で推移しています。

猫の譲渡率は、平成 23 年度に 24.9%であったものが、平成 27 年度以降は 50%以上で推移しています。

引取り頭数が犬よりも多く、また飼い主の不明な猫が大半を占めており、犬よりも譲渡率が低くなっています。



## 5 動物の殺処分

長野県では、保健所に収容された動物にできる限り生存の機会を与えるため、飼い主への返還のほか、譲渡を積極的に推進しています。

しかし、攻撃的な性格で譲渡に適さない個体や、哺乳の必要な幼齢猫で衰弱や感染

症によって飼養管理が困難な成育が極めて困難と判断される個体等もあり、やむを得ず殺処分を行うことがあります。

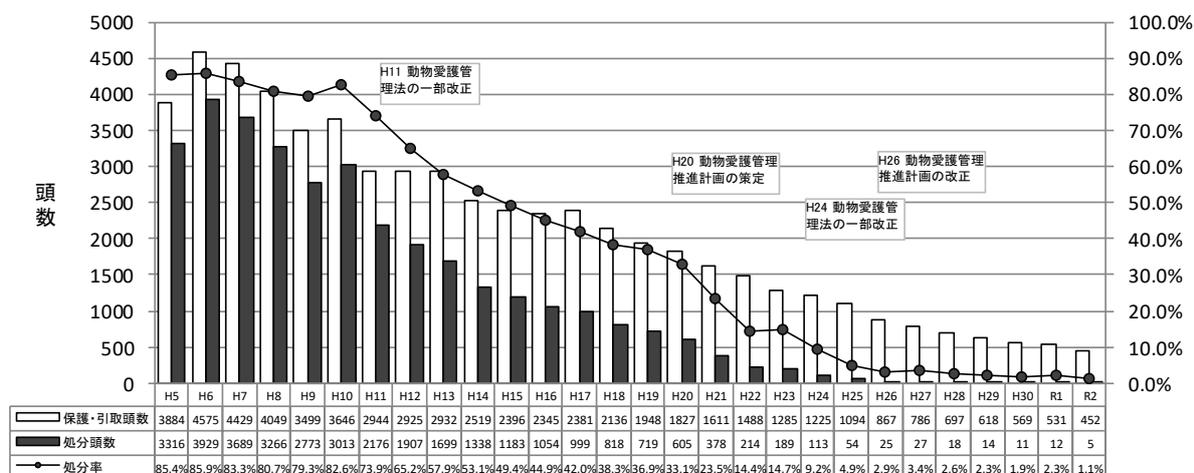
また、負傷動物として収容後に死亡した個体についても、殺処分頭数に計上しています。

### (1) 犬について

犬の殺処分頭数は、ピーク時の昭和46年は17,416頭でしたが、引取り・保護頭数の減少や返還率・譲渡率の向上に伴い、令和2年度は5頭と大幅に減少しています。

収容頭数における処分率は、平成24年度以降10%以下で推移しています。

犬の殺処分状況



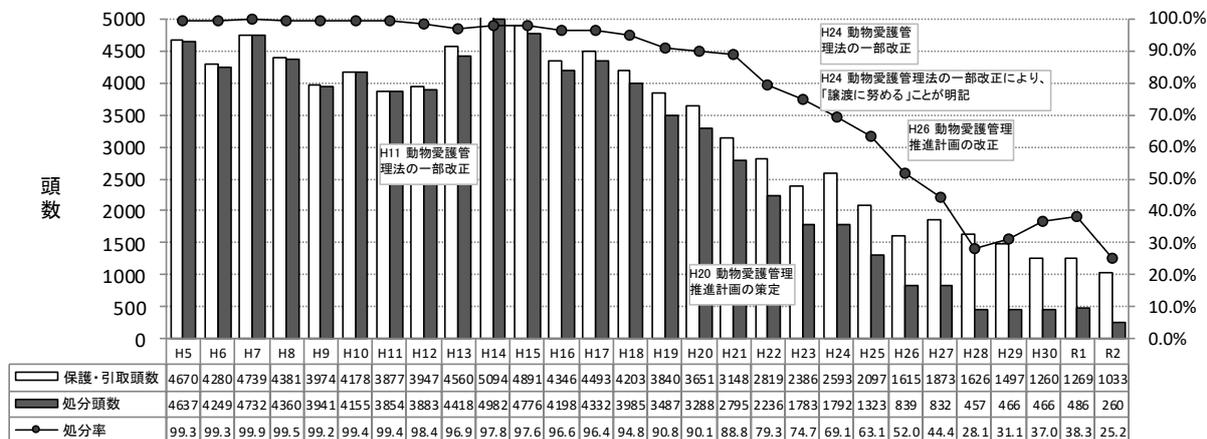
### (2) 猫について

猫の殺処分頭数は、平成18年度までは3,500頭を超えていましたが、犬と同様に引取り・保護頭数の減少や譲渡率の向上に伴い、平成26年度には1,000頭を切り、平成28年度からは500頭以下で推移しています。

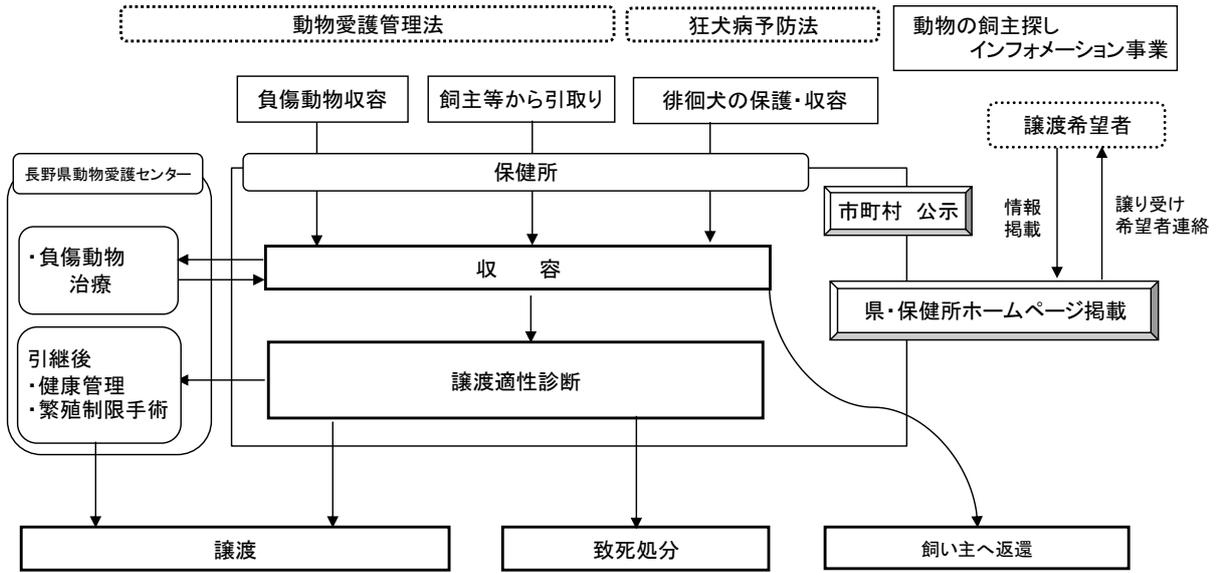
収容頭数における処分率は平成27年度以降50%以下で推移しており、令和2年度の処分率は25.2%となっています。

令和2年度の処分頭数260頭のうち、70.0%に当たる182頭は、主に負傷動物として収容され、収容中に死亡したものです。

猫の殺処分状況



# 長野県における犬猫の引取り・譲渡体系図



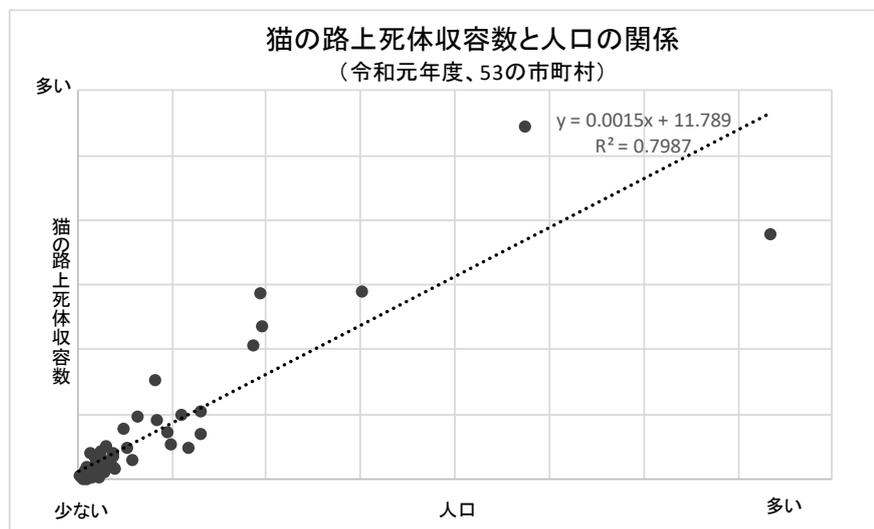
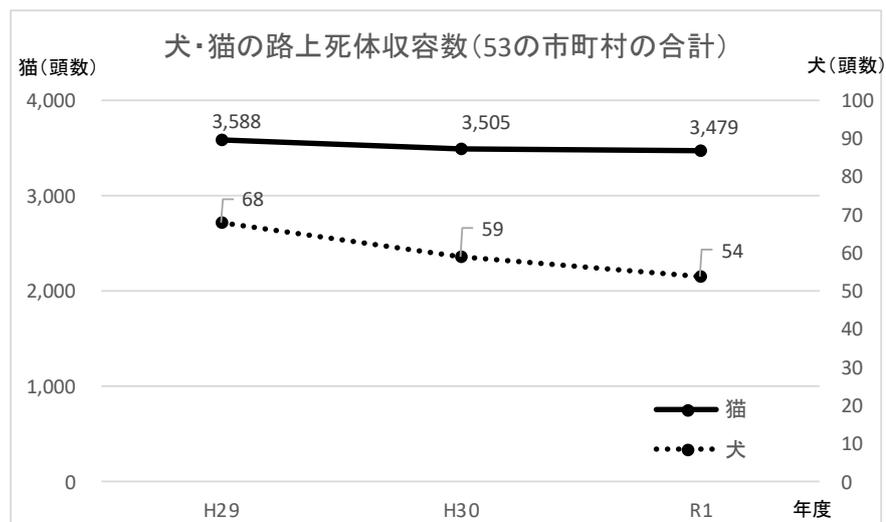
## 6 猫の路上死体収容数

平成 29 年度から令和元年度までの長野県内の市町村における犬猫等の路上死体収容数の調査（県内の 77 市町村中 55 の市町村から回答、うち 53 の市町村で動物種別に記録）を行ったところ、毎年度、犬で約 60 頭、猫で約 3,500 頭の路上死体を収容していました。

特に、猫の路上死体収容数は犬に比べて非常に多く、屋外で飼育されている猫（いわゆる野良猫を含む。）が交通事故や疾病等により路上死したものと考えられます。

猫の路上死体収容数と人口規模との間に、統計的に関連性があると推定されたことから、猫の路上死体収容数を屋外で飼育されている猫の数を推定する参考指標になる可能性が示唆されました。（犬の路上死体収容数と人口規模との間に統計的な関連性は認められなかったため、参考指標としません。）

猫は人の生活圏でしか生きられないと考えられ、人口に応じて屋外で飼育されている猫の生息数も多くなると推察されます。このことから、人口 10 万人当たりの猫の路上死体収容数を算出して比較することで、屋外で飼育されている猫の増減を間接的に把握できるのではないかと考え、実験的な試みとして参考指標と位置付けます。



年度	人口 10 万人当たりに対する猫の路上死体収容数 (頭数)
H29	184.55
H30	183.80
R1	183.82

## 7 動物取扱業

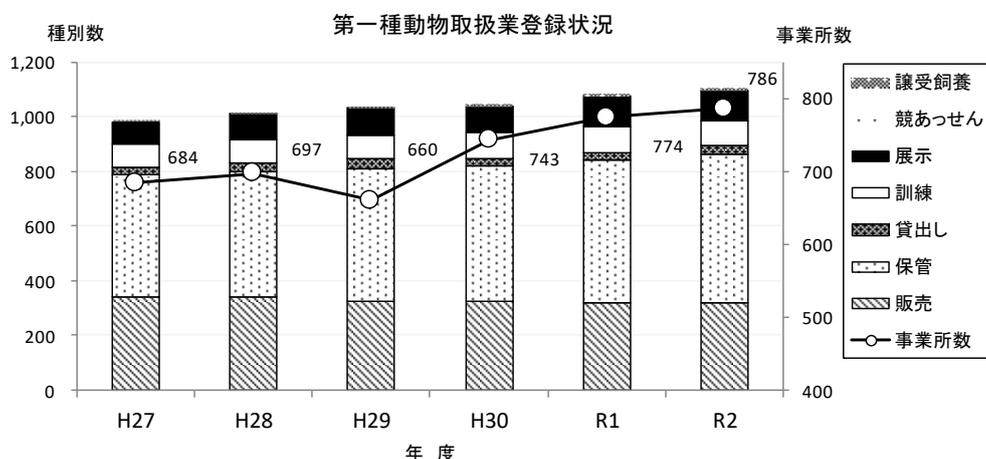
動物取扱業は、平成 18 年 6 月に動物愛護管理法の改正によって登録制度となり、平成 24 年の動物愛護管理法の改正により従前の動物取扱業が第一種動物取扱業とされました。

また、非営利で施設を設けて一定数以上の動物を取り扱い、動物の譲渡し等を行う者として、第二種動物取扱業の届出制度が創設されました。

県内の動物取扱業者に対しては、計画を立てて保健所が定期的に立ち入りし、監視指導を行っています。

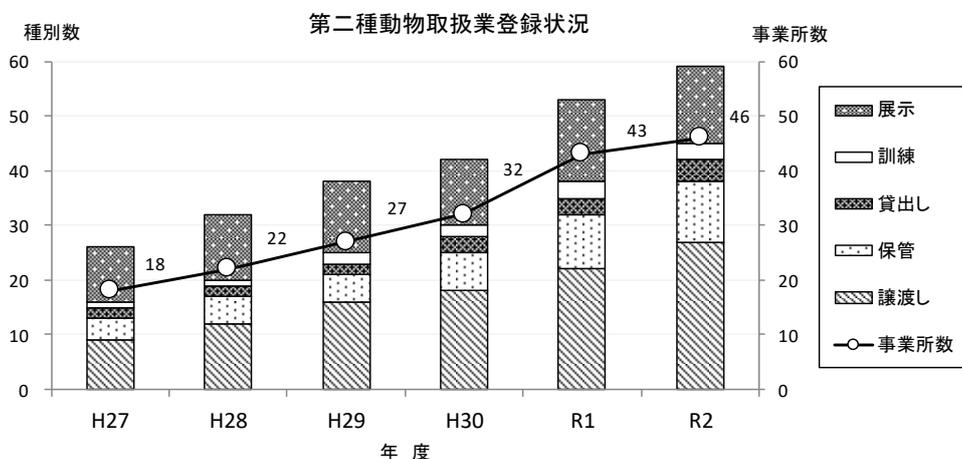
### (1) 第一種動物取扱業

第一種動物取扱業者は、保管業を中心に増加傾向にあり、令和 2 年度末現在で事業所総数は 786 件、業種別の登録件数の合計は 1,103 件でした。(一つの事業所が複数の業種を登録することがあるため、業種別の届出件数は事業所総数を上回ります。)



### (2) 第二種動物取扱業

届出件数は年々増加し、令和 2 年度末現在で、事業所総数は 46 件、業種別の届出件数は 59 件となっています。(一つの事業所が複数の業種を登録することがあるため、業種別の届出件数は事業所総数を上回ります。)



(3) 動物取扱業の監視指導状況

令和2年度の第一種動物取扱業の監視件数は、延べ439件で、内訳は新規登録及び5年ごとの登録更新に係るものが91件、計画的な立入検査や苦情等を受けて実施した監視件数が延べ348件でした。

令和2年度の第二種動物取扱業の監視件数は、延べ4件で、内訳は新規届出に係るものが4件でした。

## 8 動物愛護啓発事業

(1) 犬のしつけ方教室の開催

長野県では、平成4年度から長野県動物愛護会と協力して「犬のしつけ方教室」を開催しています。犬の適正な飼養管理を広く地域に普及するため、長野県動物愛護会が認定する家庭犬インストラクターの協力を得て事業を推進しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により中止しています。)

犬のしつけ方教室(令和元年度)

延べ日数	受講者数
105日	893名

(2) 猫の飼い方教室の開催

長野県では、平成28年度から猫の適正な飼養管理を広く地域に普及するため、長野県動物愛護会と協力して「猫の飼い方教室」を開催しています。

特に猫の飼養三原則(「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「所有明示措置」)について普及啓発を進めています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により中止しています。)

猫の飼い方教室(令和元年度)

回数	受講者数
6か所の保健所管内で6回	157名

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生により中止としたところもありましたが、3つの保健所管内で延べ4回開催し、受講者数は35名でした。)

(3) 動物の正しい飼い方普及月間の実施

毎年6月1日から30日までを「動物の正しい飼い方普及月間」とし、各種広報媒体を活用した普及啓発、各種研修会・教室の開催、動物取扱業・特定動物飼養施設の監視指導等を実施しています。

(4) 動物愛護フェスティバルの開催

動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深め、動物との正しいかかわり方を普及啓発することを目的として、毎年9月20日から26日までの動物愛護週間に動物愛護フェスティバルを開催しています。

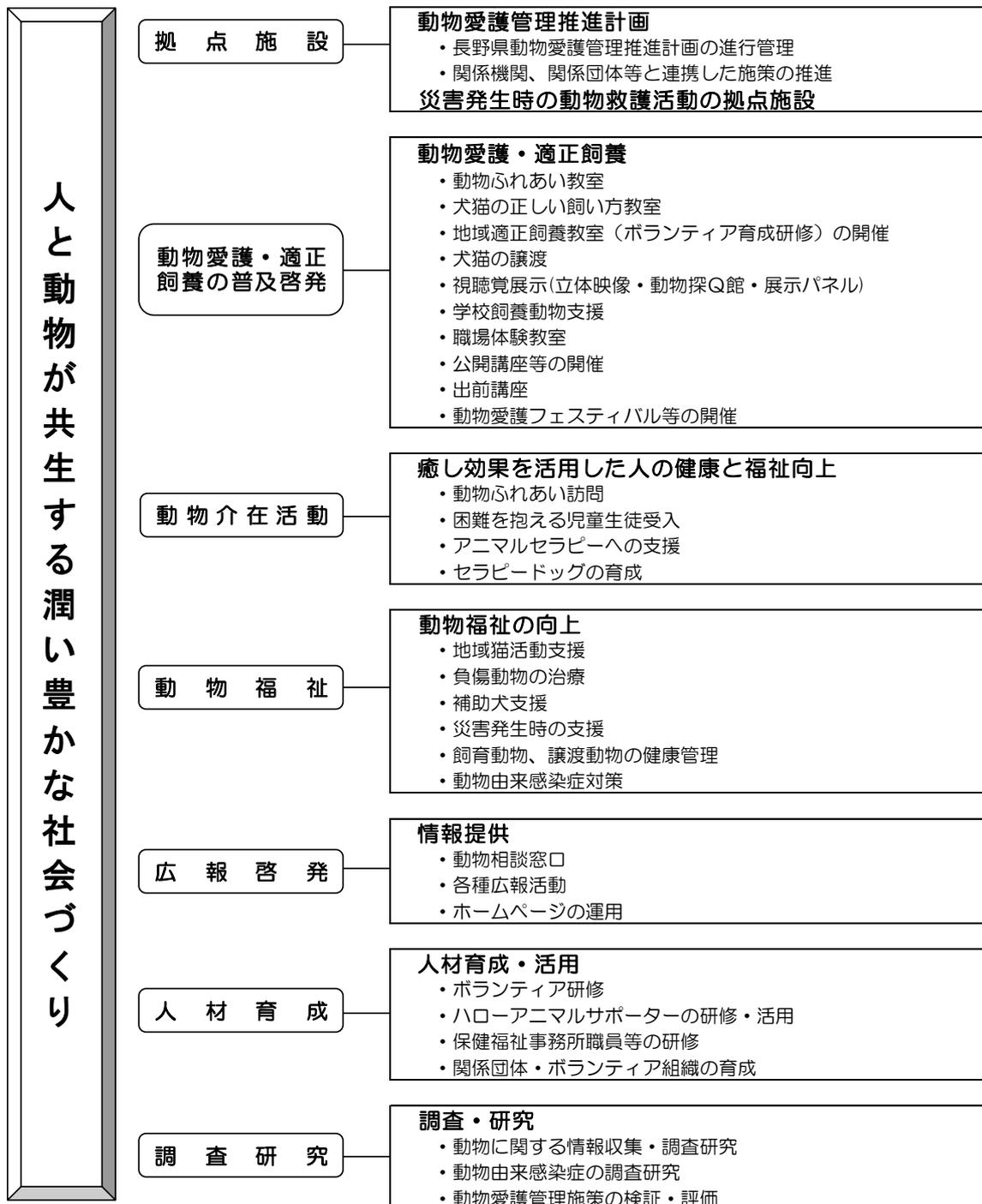
長野県動物愛護会・(一社)長野県獣医師会・関係市町村・長野県で構成される実行委員会が主催し、平成元年から毎年1回開催(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生により中止。)しており、開催地は年度ごと県下各地で行っていません。

## 9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取り組み

長野県動物愛護センターは、平成12年4月に開館以来、動物愛護の意識の高揚や適正な飼養管理を普及啓発するための拠点として機能しています。

また、動物の持つ癒し効果を活用した人の心を育み、癒す活動（動物介在活動）の拠点施設として、動物のふれあい、訪問など各種活動を行っています。

### 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）事業概要



## 10 飼い主のいない猫対策（地域猫活動）

地域猫活動とは、地域の住民が主体となって、飼い主のいない猫（野良猫）に対するえさやりやトイレ設置など衛生的な管理のルールを定め実施するとともに、これら猫の不妊去勢措置を行い、不要な繁殖を防いで、猫の命を全うさせる活動です。野良猫の寿命は3～4年程度とされており、活動を少なくとも3年間継続することで、野良猫の数と生活環境への被害を減らすことができると言われています。

地域猫活動支援事業（不妊去勢措置等）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
措置頭数	75	76	76	88	121	126	97	132	791
内訳	♂30	♂36	♂32	♂28	♂57	♂64	♂39	♂62	♂348
	♀45	♀40	♀44	♀60	♀64	♀62	♀58	♀70	♀443

長野県では、平成17年度から「地域猫活動支援事業」としてモデル地区を設定の上、長野県動物愛護会に地域猫搬送の業務を委託し、不妊去勢措置を動物愛護センターで実施しています。また、南信地域では、平成30年度から、（一社）長野県獣医師会に繁殖制限措置を委託しています。

保健所ではボランティアや市町村等と連携し、地域猫活動を推進するとともに地域猫活動に取り組むボランティアの支援を行っています。

令和元年度において、活動は県内357地区に広がっており、猫の生息がなくなり活動を停止した地区は、平成18年度以降の累計で114地区にのぼります。

## 11 ボランティアの活動

動物愛護推進員は、令和2年度時点で長野県知事から192名、長野市長から6名委嘱されており、動物愛護と適正飼養について住民への普及啓発や繁殖制限措置の助言等、地域に根ざした活動の中心的な役割を果たしています。

動物愛護推進員活動状況（令和2年度）

人員	活動内容（件）		
	適性飼育普及啓発活動	繁殖制限助言	譲渡活動
198名※	5,463	3,511	1,405

※長野県192名、長野市6名

長野県動物愛護会が認定した家庭犬インストラクターは、令和2年度時点で316名であり、各地で開催される犬のしつけ方教室で指導的な活動をしています。

動物愛護センターのハローアニマルサポーターは、令和2年度時点で84名登録されており、動物ふれあい教室、動物ふれあい訪問活動、譲渡会、各種イベント等にボランティアとして参加しています。

長野県動物愛護会は、動物愛護センターに事務局を設置し、広域的な事業を展開するとともに、県内各地で保健所と協力し様々な活動を行っています。

また、犬猫の譲渡や適正飼養の普及啓発等については、動物愛護会や動物愛護に関心のある個人や団体がボランティアとして活動しています。特に、犬猫の譲渡については、個人の希望者及び「保健所における犬及び猫の譲渡要領」に基づいて登録された個人又は団体がボランティアとして保健所と連携・協力しています。

## 12 災害対策

(1) 平成 23 年 12 月に、(一社)長野県獣医師会、長野県動物愛護会及び県が「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を締結しました。県に本部を設置し、動物愛護センター等を被災動物及びボランティアの活動拠点とし、(一社)長野県獣医師会、長野県動物愛護会は被災動物の保護管理、負傷動物の応急処置等の活動を行うことと定められました。

(2) 平成 24 年 11 月に協定書に基づき「災害時被災動物救護本部設置要綱」を策定し、各機関が連携して動物の救護を行う枠組みが構築されました。

(3) 「長野県地域防災計画」において、被災動物の救護対策として関係機関の役割を盛り込んでいます。また、多くの市町村においても、それぞれが策定する地域防災計画に同様の記述がなされています。

### (4) 対応事例

ア 平成 18 年 7 月に、岡谷市等で豪雨災害が発生した際、保健所にペット相談窓口を設置するとともに、動物愛護センター職員による被災ペットお助け隊を結成し、避難所を巡回しペットに関する相談・要望の対応を行いました。

イ 平成 23 年 3 月に長野県北部を震源とする地震が発生した際には、保健所では数か所の避難所を巡回し、飼養動物を同行して避難した住民を対象に、相談・要望の対応を行い、さらに被災者の犬の一時預かりも行いました。

ウ 令和元年 10 月に発生した東日本台風では、河川の氾濫により、広範囲にわたる甚大な災害をもたらしました。発災直後に「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づいて「長野県災害時被災ペット相談支援センター（長野県災害時被災動物救護本部）」を設置し、被災動物の救護や一時預かり、相談窓口の設置等を行うとともに、避難所へ動物の飼養場所を設置しました。

## 第 3 章 新たな推進計画における施策等

### 1 推進計画の基本理念と施策体系

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、実験動物、産業動物、特定動物等であり、その施策の分野も、普及啓発、飼養管理、感染症予防、調査研究等、広範囲にわたっています。

動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点に立って、総合的かつ体系的に各種施策を推進していく必要があります。

#### (1) 基本理念

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が定着しつつあります。

このような背景を踏まえ、基本理念を「人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現」と定めています。この理念は、人と同様に動物の命についてもその尊厳を守り、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指すものです。

## (2) 施策の体系等

基本理念に基づき、現状の課題を踏まえ、実施すべき施策を「重点施策」と「継続的施策」に大別し、具体的に展開します。

重点施策については、今後9年間の到達目標を定めるとともに、目標達成にあたって必要な施策を実施します。

継続的施策についても、全ての項目で現在の水準から向上を図れるよう取り組みを続けていきます。

### 【重点施策】

- ① 猫問題への対策
- ② 多頭飼育問題への対策
- ③ 災害対策
- ④ 動物取扱業者への対応
- ⑤ 動物介在活動の推進

### 【継続的施策】

- ① 犬猫の引取頭数及び殺処分頭数の減少
- ② 危害・迷惑の防止
- ③ 普及啓発活動
- ④ 関係機関との連携

## 基本理念

### 人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

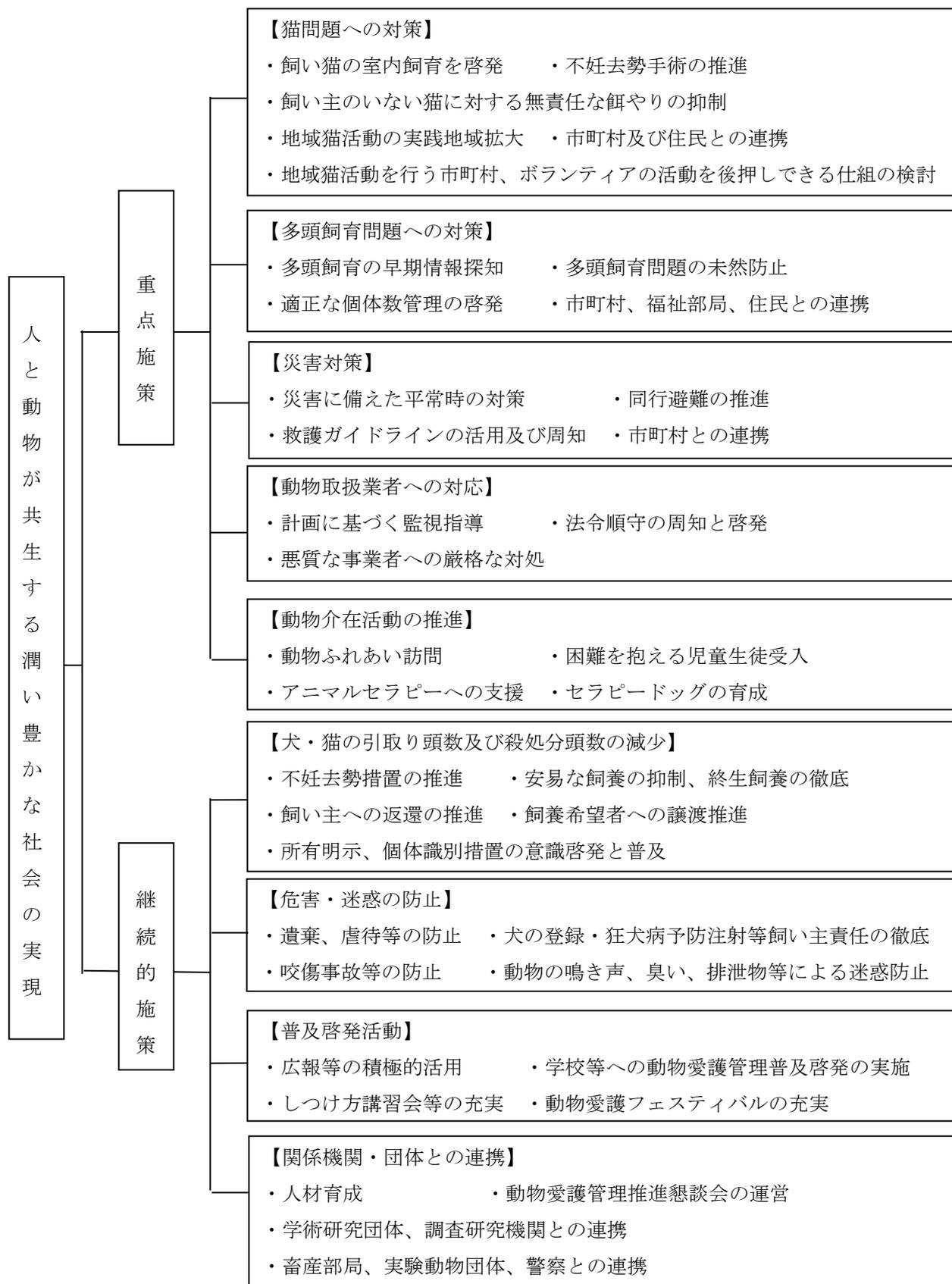
少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

動物愛護の基本は、人においてその命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守ることにより、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指します。

# 長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

## 【理念】

## 【施策の内容】



## 2 推進計画の具体的な施策

### 【重点施策1】猫問題への対策

#### (1) これまでの取組と課題

猫問題への対策として飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や飼い主のいない猫による生活環境被害の減少のため、市町村等との連携により取り組んできましたが、次のとおり未だ多くの課題があります。

ア 猫による敷地内侵入や、糞尿・悪臭など周辺的生活環境被害に頭を悩ませる住民は多く、近年の苦情件数は増加しており、猫の生態や習性を理解した適正な飼養・管理方法についてより積極的な対策が求められています。

イ 屋内外を自由に行き来する猫は、近隣に糞尿等の生活環境被害を及ぼし、苦情の原因となる可能性があります。

ウ また、猫同士の喧嘩や事故に巻き込まれて負傷したり、望まない繁殖につながる場合があります。

エ 猫の引取数は減少傾向であるものの、犬よりも多く、飼い主のいない猫が大半を占めることと、幼齢猫が多いことが特徴です。飼い主のいない猫は人に慣れておらず、幼齢猫は飼養管理が困難であることが、犬よりも譲渡率が低い原因となっています。

オ 飼い猫を適正に飼養する上で重要なことは、「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「所有明示措置」であり、これらを広く知っていただく機会を提供することが必要です。

カ 飼い主のいない猫による生活環境被害を減らすためには、餌やりの方法や排泄場所等に一定のルールを設けて管理することが重要で、そのためには、地域住民の相互理解と協力が不可欠であり、地域猫活動のあり方に対し適切な情報発信が求められています。

キ 飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術を行うことにより猫の増加を抑制しつつ、並行して上記の様な地域での管理を行う「地域猫活動」を実施する地域が増えており、活動主体の地域住民に対して、市町村やボランティアが協力する事例も増えていきます。

#### (2) 施策

長野県では、猫による問題への対策として「飼い猫の適正飼養」と「飼い主のいない猫の対策」の2つの視点から施策を展開します。

##### ア 飼い猫の適正飼養

(ア) 飼い猫の「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「所有明示措置」について広く啓発し、地域からの苦情、相談に当たっては、市町村や地域のボランティアと連携して適正な飼養方法の助言、指導を行います。

(イ) 令和元年の動物愛護管理法の改正に伴い、マイクロチップの装着が努力義務になったことを踏まえ、所有明示（個体識別）措置の推進と遺棄の防止について啓発を行います。

(ウ) 適正な飼養について、市町村等と連携しつつ、リーフレットや広報誌、ホー

ムページ等を活用して積極的に広報します。

- (エ) 動物愛護センター、保健所、長野県動物愛護会等が連携して「猫の飼い方教室」等の講習会を実施し、飼い主が猫について学ぶ機会を提供します。

イ 飼い主のいない猫対策

- (ア) 飼い主のいない猫に関する苦情や相談に当たっては、市町村や地域のボランティアと連携して適正な管理方法について助言や指導を行います。
- (イ) 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、飼い主のいない子猫を増やさないためには、飼い主のいない猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて、普及啓発を行います。
- (ウ) 飼い主のいない猫に対して、一代限りで命を全うできるよう、不妊去勢措置、給餌、排泄物の管理を実施する地域猫活動を推進します。
- (エ) これまでの地域猫活動の実例をもとにしたケーススタディ研修等を開催し、市町村や地域住民の理解と知識を深める取組を行います。
- (オ) 長野県は、地域の合意形成を踏まえたルール作りへの助言を行い、地域猫活動に取り組む地域や市町村、ボランティアの活動を後押しできる仕組みを検討します。
- (カ) 動物愛護センターで実施する「地域猫活動支援事業」において行っている繁殖制限手術について、今後も継続して実施します。

(3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
猫の苦情件数	2, 518 件	1, 000 件以下
猫の飼い方教室（保健所ごと・年度）	4 回／3 所	12 回／12 所

## 【重点施策2】多頭飼育問題への対策

### (1) これまでの取組と課題

多頭飼育問題への対策としては、猫問題への対応と同様に飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理部局のみならず、市町村、社会福祉部局、環境部局、支援団体等と連携して対応してきています。不適正な多頭飼育の問題は、動物愛護管理の視点からの要因だけでなく、環境衛生や保健、福祉など様々な問題が根底にあり、以下の課題があります。

ア 適正に管理できる数を超えた動物の多頭飼育による周辺への生活環境被害等について、令和2年度には全県で174件の苦情が寄せられました。また、多頭飼育問題は全国で事例が発生しており、注目度の高い問題です。

イ 多頭飼育問題は、飼養管理する動物の数が飼い主の管理能力を上回ったときに発生します。多頭飼育問題では、「飼い主の生活状況の悪化」、「動物の状態の悪化」、「周辺的生活環境の悪化」の3つの影響を引き起こします。これらの対策には、「飼い主の生活支援」、「動物の飼育状況の改善」、「周辺的生活環境の改善」の3つの観点が必要となります。

ウ 多頭飼育問題の発生原因は、動物への正しい知識の欠如以外にも、根底に飼い主の社会的孤立や生活困窮など複合的な課題が関わっていることもあります。その時々事例により、動物愛護管理部局のみならず、社会福祉部局や環境部局、支援団体等と連携して解決にあたるのが重要です。

エ 長野県では、平成30年度に策定した「長野県地域福祉支援計画」において、この問題に対し多職種協働や地域との連携、動物愛護ボランティアの育成等多面的なアプローチにより問題の解決に取り組むこととしています。研修会等を通じ問題意識の共有を行っていますが、情報を探知したときに迅速かつ円滑に連携できる環境は十分に整っていないのが現状です。

オ 犬猫を合算して10頭以上飼育する場合には、動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき「多頭飼養届」を保健所に届け出ることとされています。令和2年度末で195件の届出がありますが、引き続きこの制度の周知をより進め、潜在的な多頭飼育事例の把握に努める必要があります。

カ 最も重要なことは、多頭飼育問題が深刻化する前に情報を探知し、飼い主の事情に寄り添い、適正に管理できる状態を維持する「多頭飼育問題の未然防止」です。

キ ひとたび多頭飼育問題が発生し、深刻化すると、多くの動物が行き場を失い、周辺的生活環境がさらに悪化する可能性もあります。

### (2) 施策

最も重要なことは、多頭飼育問題が深刻化する前に情報を探知し、未然防止と並行して、有事の対応についてもあらかじめ検討しておく必要があります。

ア 多頭飼育の早期情報探知・予防

(ア) 環境省により策定された「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等

- 関係者に広く周知し、早期に情報を探知し共有できる体制の構築に努めます。
- (イ) ケーススタディ研修等を開催し、関係機関や団体、ボランティアとの多頭飼育問題への相互理解・情報共有をより推進します。
  - (ウ) 「多頭飼養届」についてより広く周知を行い、潜在的な多頭飼育事例の積極的な把握に努めます。

イ 多頭飼育問題発見時の対応

行き場を失った動物の保護や譲渡、継続して飼養する動物の不妊去勢措置等の適正飼養のための指導など、対応方法及び関係機関との役割分担を整理します。

(3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
多頭飼育問題など、人と動物の問題に関わる市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会の実施	なし	保健所の管轄区域ごとに年1回以上の開催

**【重点施策3】災害対策**

(1) これまでの取組と課題

平成23年12月に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」をもとに、平成24年11月に「災害時被災動物救護本部設置要綱」を策定し、各機関が連携して動物の救護を行う枠組みが構築されました。

「長野県地域防災計画」において、被災動物の救護対策として関係機関の役割を盛り込んでいます。また、多くの市町村においても、それぞれが策定する地域防災計画に同様の記述がなされています。

長野市を中心に甚大な被害が発生した令和元年東日本台風の発生時には、発災直後から「長野県災害時被災ペット相談支援センター」を設置し、関係団体が連携して動物の救護や物資の支援等の活動を行いました。災害対応を行う中で、避難所における同行避難の受入れ態勢がほとんど進んでいないこと、また被災地における物資等のニーズが的確に把握できなかったことなどの課題が浮かび上がりました。

災害発生時には人命が最優先されますが、動物とともに安心して避難ができる環境は、積極的な避難行動へつながります。人が安全かつ確実に避難するために、避難所を運営する市町村等と連携し、動物と飼い主と一緒に避難する「同行避難」ができる体制を整えることが重要です。

地域防災計画の内容とその重要性についてより積極的な周知を行い、安心して避難ができる環境を整えることが重要です。

(2) 施策

ア 動物の救護体制の整備・拡充

- (ア) 防災部局と連携して地域防災計画を継続的に見直すとともに、発災時の円

滑な連携体制を構築できるよう検討します。

- (イ) 実際に避難所の設営や運営にあたる市町村に向けて、研修や防災会議の場において同行避難の重要性や市町村が果たす役割を周知し、動物の受け入れが可能な避難所が増えるよう取り組みます。
- (ウ) 被災地におけるニーズを効果的に把握できる体制について、過去の発生時における課題の整理を行いながら検討します。
- (エ) 協定に基づくもののほか、民間の動物取扱業者等とも連携を図り、救護体制をより充実させるよう取り組みます。

#### イ 平時の対応

- (ア) 動物の飼い主に向けて、平時から預け先の確保やしつけ、ワクチン接種、不妊去勢措置、所有者明示が大切であることを、開業獣医師や動物取扱業者の協力も得ながら普及啓発します。
- (イ) 特定動物の飼い主に向けて、逸走防止の措置を徹底すること、また逸走時の緊急対応についてあらかじめ検討するよう、監視指導の機会をとらえて指導します。
- (ウ) 動物取扱業者に向けて、動物が逸走した際の捕獲方法、動物の避難方法と避難先の確保についてあらかじめ検討するよう、監視指導の機会をとらえて指導します。

#### ウ 災害発生時の対応

「長野県災害時被災動物救護対策本部」を設置し、相談窓口の設置や動物の一時預かり、物資の支援、避難所の巡回等を行います。

#### (3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
市町村が行う防災訓練における動物と飼い主の同行避難の訓練の実施(年度)	なし	保健所の管轄区域ごとに毎年1か所以上の実施

### 【重点施策4】動物取扱業者への対応

#### (1) これまでの取組と課題

動物取扱業は平成18年6月に届出制から登録制となり、業界全体の資質の向上が求められています。平成25年9月には、第一種動物取扱業へと名称が変更されるとともに、動物愛護団体の譲渡活動など営利性のない業態についても、第二種動物取扱業の届出が規定されました。

令和元年の動物愛護管理法の改正により、第一種動物取扱業に対しては、動物取扱責任者の選任要件の厳格化や適正な飼養管理に関する基準の具体化及び強化など、従来より遵守すべき事項が増加しました。

また、第二種動物取扱業に対しても、動物に関する帳簿の備付けが義務化され、

第一種動物取扱業と同様に飼養管理基準が強化されました。

動物愛護管理法の改正の趣旨は、より適正な飼養管理を推進することの他、悪質な事業者へ厳しい対応をすることが大きな柱です。動物取扱業者は新たな規制への対応が求められており、県は、事業者が適正に業務を行えるよう十分な助言指導を行うほか、改善の意思がない等悪質な事業者に対しては、告発も含めた厳しい対応を行う必要があります。

動物取扱業者は、動物に関する技術や知識を活かし、飼い主等にとっての手本となるとともに、飼い主等の身近な相談先として、適正な飼養管理の普及啓発を行う役割を担うことが期待されています。

## (2) 施策

### ア 計画的な監視指導

毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針」（以下「監視指導の基本方針」という。）に基づき保健所は「監視指導計画」を立て、計画に基づき効率的かつ効果的な立入検査を行います。

### イ 動物取扱業者への指導

- (ア) 法律の内容や遵守事項を十分に周知啓発するとともに、事業者が自主的な管理を行うことができるよう、助言・指導を行います。
- (イ) 立入検査にあつては、過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行った上で行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に実施します。
- (ウ) 悪質な事業者に対しては厳格な指導を行うとともに、保健所と県庁が連携して対応します。
- (エ) 法違反については「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」に沿って勧告、命令、登録の取り消しや、警察等と連携して告発を含めた対応を行います。
- (オ) 動物取扱責任者研修会について、事業者の業態や取り扱う動物の種類に応じ、必要な事項を分かりやすく伝える方法を検討し、講義内容の充実を図ります。
- (カ) 立入検査を行う職員の資質向上のため、毎年、必要な研修会を開催します。

## (3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
動物取扱業の 監視指導件数	第一種動物取扱業 78.4% <sup>※</sup> 第二種動物取扱業 15.0% <sup>※</sup>	監視指導計画件数の 100%以上の実施率

※長野市を除く監視指導実施率であつて、登録や届出の業種全体の監視率

## 【重点施策5】動物介在活動の推進

### (1) これまでの取組と課題

動物愛護センターでは、平成12年の開所以来、動物とのふれあいを通して情緒

的な安定や生活の質向上をはかる「動物介在活動」に取り組んできました。

動物とともに社会福祉施設等へ出向く「動物ふれあい訪問」のほか、教育委員会や支援団体等と連携し、引きこもりや不登校等の困難を抱える児童・生徒を対象に、動物の世話やふれあいを通じて自己有用感を高め、自立支援を行う「子どもサポート」を実施しています。

また、子どもの発達心理とカウンセリングについて学ぶ「子どもサポートセミナー」と動物介在活動「おでかけハローアニマル」を併せて実施するとともに、動物とのふれあいを通じて自己有用感を高め、自立支援を行う「おでかけハローアニマル子どもサポート」を教育・医療関係機関と連携して実施しています。

動物の持つ癒し効果を活用した人の健康と福祉向上のため、地域で独自に動物介在活動を行える基盤を広げることが必要と考えられます。

## (2) 施策

ア 動物の癒し効果を心身症や発達障害の療育等に応用するアニマルセラピーの実施場所として、動物愛護センターの施設を活用します。

イ 動物愛護センターにおいて動物介在活動を引き続き展開していくとともに、地域で独自に動物介在活動を行える基盤を広げるため、参加を希望する方や団体に向けてノウハウを伝達します。

ウ 困難を抱える児童・生徒を支援する事業「子どもサポート」、「子どもサポートセミナー」、「おでかけハローアニマル」などでは、教育・医療関係機関と連携した取組みが定着しており、引き続き児童・生徒が参加しやすい事業の運営を行います。

## (3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
子どもサポート関係者 連携会議	1回	現水準維持

## 【継続的施策 1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少

### (1) これまでの取組と課題

保健所での動物の殺処分数(率)は、年々減少傾向にあり、令和2年度において、犬5頭(1.1%)、猫260頭(25.2%)となっており、保健所において引き取りをした犬猫は、可能な限り譲渡できるよう取り組んでいます。

犬の引取り頭数は令和2年に30頭と減りましたが、引取り理由は「飼い主の病気、高齢」、「住宅事情」、「犬の攻撃的性格」、子犬は「計画外の繁殖」となっています。

猫の引取り頭数の多くが離乳前の幼齢猫を含む子猫です。

また、猫の引取り頭数のうち、約7割が飼い主の不明の猫です。

また、犬猫の路上死体収容数は、殺処分数を大きく上回っており、動物の適正飼養の観点から課題があります。

安易な犬猫の引取りを防止するために、動物を飼えなくなったときは、まず飼い主が自らの責任で譲渡先を探す努力が求められ、自治体や関係団体による支援が必要です。

### (2) 施策

#### ア 殺処分の減少

保健所において殺処分となった理由を精査し、殺処分の考え方を以下の3つに分類します。

ウの「ア、イ以外の殺処分」を「殺処分」と整理した上で、不要な殺処分の減少に取り組みます。

ア	苦痛からの解放が必要(治癒の見込みがない病気)、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの
イ	引取り・収容後の死亡(殺処分以外の原因での死亡)
ウ	ア、イ以外の殺処分(愛がん動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物)

上記3分類の特にウに属する動物の返還、適正な譲渡促進を積極的にすすめます。

#### イ 引取り頭数の減少

(ア) 「安易な飼育の抑制と可能な限りの終生飼養」、「しつけや不妊去勢措置等の適正な飼養」、「所有明示措置」の必要性を飼い主へ啓発します。

(イ) 特に猫については、無責任な餌やりの防止などについて啓発します。

(ウ) 動物の適正飼養などに関する情報については、県のホームページや猫の飼い方教室、犬のしつけ方教室、譲渡会等の機会を活用して広く周知します。

(エ) 不妊去勢措置を行うことは、計画外の繁殖を防止できるだけでなく、発情に伴うストレスの軽減や生殖器・乳腺の病気の予防にもなり、動物と飼い主の双方にメリットがあります。こうした利点もあわせて啓発します

(オ) 終生飼養が困難な場合に、飼い主が自ら新しい飼い主を探せるようホーム

ページ等を利用して支援します。

ウ 返還率の維持、向上

(ア) 保健所で保護した行方不明の犬猫は、県ホームページ「動物の飼い主探しインフォメーション」及び各保健所のホームページでの公開や市町村との情報共有を行い、飼い主への返還を推進します。

(イ) 令和元年の動物愛護管理法の改正により、飼い主にもマイクロチップ装着の努力義務が定められたことを広く周知し、所有者明示の必要性を啓発します。

エ 譲渡率の維持、向上

(ア) 適正な譲渡の促進に向け、譲渡適性の判断や、譲渡先の選定、繁殖制限の説明の重要性について、現状や課題を整理します。

(イ) 引き取りをした犬猫は、譲渡に適性があるかを慎重に判断した上で、動物愛護団体、ボランティア等の協力も得ながら譲渡を積極的に推進します。

(ウ) 犬の譲渡率の90%以上の維持と、猫の譲渡率60%以上を目指し、さらなる向上に努めます

オ 犬猫の路上死体収容数の減少

飼い主に、犬の係留義務や逸走防止、飼い猫の屋内飼育、飼い主のいない猫への無責任な餌やりの防止について啓発し、特に猫の路上死体収容数の減少に取り組めます。

カ その他

アからオの施策を総合的に進めることで、動物の不必要な殺処分の減少に取り組めます。

(3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
犬の引取数	30頭	30頭以下
犬の返還率	82.5%	80%以上
犬の譲渡率	101.0%	90%以上
猫の引取数	851頭	800頭以下
猫の返還率	1.5%	10%以上
猫の譲渡率	75.7%	60%以上
犬の殺処分	5頭	5頭以下
猫の殺処分	260頭	50頭以下

(4) 参考指標

項目	参考指標 (令和元年度実績)
猫の路上死体数	3,479頭(53市町村)
対人口10万人当たりの猫の路上死体数	183.82頭/10万人

## 【継続的施策2】 危害・迷惑の防止

### (1) これまでの取組と課題

動物愛護管理法には、動物の虐待について、具体的な事例が明記されています。また、法改正により、動物の遺棄や虐待に対する罰則が強化されました。動物の適正な飼養管理と並行して、県民に広く周知啓発することが必要です。

動物の遺棄や虐待を疑う事例に対しては、市町村や警察と連携するとともに、保健所担当職員や動物愛護推進員等の対応技術の向上が必要です。

動物を飼う場合は、鳴き声や臭い、排泄物、みだりな繁殖等によって近隣に迷惑をかけないように、しつけや糞尿の処理を行う責任があります。

特に犬を飼う場合には、狂犬病予防法に基づき市町村への登録と予防注射が必要です。また、県条例において、犬は常に係留し、人の生命や身体、財産に害を及ぼすことのないよう管理することが定められています。これら飼い主の責務について十分に理解を広げ、犬による咬傷事故の未然防止を図る必要があります。

県内における狂犬病予防注射の実施率は年々減少傾向にありますが、世界保健機関（WHO）は狂犬病のまん延を防止するためには、犬の飼養頭数の70%以上の犬に予防注射を行うことが必要としています。

特定動物による事故は、人の生命への危害に直結します。飼い主は、飼養保管する施設の基準を遵守し、危害を発生させない管理を行う責任があります。

### (2) 施策

#### ア 動物の遺棄・虐待への対応

(ア) 遺棄・虐待が犯罪であること、またその具体例や罰則の内容を、ホームページやポスター等を用いて広く啓発します。また、遺棄の起こりやすい場所を中心に注意喚起の看板を設置するなど、啓発方法を工夫します。

(イ) 保健所職員、動物愛護推進員等に向け、事例対応に必要な技術研修会を開催します。

(ウ) 事例への対応にあたって市町村や警察と引き続き連携して対応します。

#### イ 危害・迷惑防止のための啓発指導

(ア) 危害、迷惑防止のために飼い主が果たすべき責務について、市町村広報紙や犬のしつけ方教室、猫の飼い方教室等を通じて啓発します。

(イ) 苦情の発生しやすい集合住宅や人家密集地においては、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を周知するとともに、このガイドラインに基づき指導を行います。

(ウ) 令和元年の動物愛護管理法の改正に伴い、特定動物の愛玩目的による飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて周知を推進します。

(エ) 特定動物の飼養者に対し、基準遵守と適正な飼養管理について監視指導を行います。

#### ウ 犬の適正飼養に関する啓発・指導

(ア) 飼い主に向けて、犬の登録、狂犬病予防注射、個体識別等必要な措置につい

て、市町村窓口や動物病院、集合注射におけるリーフレットの配布や関係機関の広報誌やホームページを通じ啓発を行います。

- (イ) 係留義務、逸走防止措置、不妊去勢措置、しつけ、可能な限りの終生飼養等、犬の適正な飼養について引き続き啓発を行います。
- (ウ) 咬傷事故の未然防止や鳴き声による近隣トラブルの防止を図るため、事故の実例や正しいしつけ方法を盛り込んだ飼い主向けのテキストを、犬のしつけ方教室や動物愛護推進員の助言に活用します。

(3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
狂犬病予防注射率（注射頭数／登録頭数）	88.2%	97%以上

**【継続的施策3】普及啓発活動**

(1) これまでの取組と課題

県民、動物の飼養者、動物取扱業者、市町村、動物愛護推進員等のボランティアなど、関係する全ての方に向けて動物愛護や適正飼養管理の普及啓発活動を行うことは、動物愛護管理施策の中核をなす重要な事項です。

動物愛護センターでは、幼児・小学生等を対象とした「動物ふれあい教室」、「動物ふれあい出前教室」、「いのちの授業」や中学生・高校生等を対象とした「職場体験」、「インターンシップ」を実施しています。

長野県、（一社）長野県獣医師会及び教育委員会が連携し、学校における動物の飼育を通じた子ども達への情操教育を支援するため、学校飼育動物の適正飼養について、飼育担当教員向け研修会の開催や、希望する学校に出向いての助言を行っています。

これらの普及啓発に関する取り組みは、継続性が非常に重要です。これからも引き続き実施するとともに、より効果的な方法を模索していきます。

(2) 施策

ア 動物愛護と適正な飼養管理に関する普及啓発

- (ア) 動物愛護センターを拠点とし、効果的な普及啓発や周知の方法を検討するとともに、保健所においては日常業務や苦情対応等において市町村等と連携し、県民への説明と周知を行います。
- (イ) 普及啓発イベントである「動物愛護フェスティバル」については、より多くの県民に興味を持っていただき、楽しみながら動物愛護管理に関する知識を得ることのできるものとなるよう、随時内容を見直しながら開催します。

イ 学校等への普及啓発の実施

- (ア) 児童・生徒を対象とした「動物ふれあい教室」、「いのちの授業」や「体験教室」を通じ、動物に対する優しい気持ちや動物を飼う上での正しい知識の普及啓発を図ります。
- (イ) 学校飼育動物担当職員研修を通じ適正な飼養管理を啓発するとともに、学

校飼育動物に関する相談を随時受け付け、必要に応じ現場へ出向いて説明や指導を行うなど、継続的な支援を行います。

(3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
動物愛護フェスティバル(年度)	中止*	1回以上

※令和元年度以前は、毎年1回開催しています。

**【継続的施策4】関係機関との連携**

(1) これまでの取組と課題

動物愛護管理施策を進めるためには、各施策の内容に応じて長野県動物愛護会、(一社)長野県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等ボランティア、警察その他関係団体等の多岐・多職種にわたる主体と連携することが必要であり、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要です。

また、円滑な連携体制を構築するに当たっては、関係者がその内容を十分理解し、情報を共有する必要がある、知識や技術を身につけるための人材育成が重要です。

連携体制を構築する上で、「長野県動物愛護管理推進懇談会」を毎年開催し、動物愛護管理施策に関する現状報告を行った上で関係者との情報・意見交換を行っています。

産業動物においては、適正な飼養管理の中で動物福祉(アニマルウェルフェア)に配慮することが求められており、業界団体から動物種ごとに飼養指針が示されています。畜産業者における適正飼養の啓発・指導については、農政部局と連携して取り組むことが必要です。

実験動物については、「実験動物の飼養及び保管に並びに苦痛の軽減に関する基準」が定められており、適切な取り扱いのための考え方として「3Rの原則」(代替法の活用:Replacement、使用数の制限:Reduction、苦痛の軽減:Refinement)が示されています。既に大学や研究機関等実験動物を扱う施設では積極的な取り組みがなされているところですが、改めてその実態を調査するとともに、実験動物団体と連携して必要な指導や啓発を行うことが必要です。

(2) 施策

ア 人材育成

(ア) 県、長野市及び松本市においては、動物愛護推進員を対象に、地域における普及啓発や広報活動のために必要な知識や技術の習得と資質の向上を図るため、随時情報提供を行うとともに、「動物愛護推進員研修会」を実施します。

(イ) 保健所及び市町村等の担当職員を対象に、苦情対応等動物に関する問題への対応に関する対応力向上のため、「動物愛護管理担当職員研修会」を実施します。

(ウ) 県と市町村の担当者は、通常業務の中で十分な情報共有を行うとともに、必要に応じて苦情対応に同行し、協力して問題の解決に向けて対応します。

- (エ) 長野県動物愛護センターにおいては、センターの事業に協力し地域における普及啓発活動を行うサポーターに対し、知識や技術の習得と資質の向上を図るため「動物愛護センターサポーター研修会」を実施します。

#### イ 関係団体等との連携

- (ア) 防災部局や福祉部局、警察、支援団体等と円滑な連携体制を構築するため、会議や研修会の機会をとらえ、動物に関する課題の認識共有を図ります。
- (イ) 産業動物を取り扱う畜産業者等に対し、農政部等関係機関と連携して動物種ごとの飼養管理指針に基づく生理、生態、習性に応じた動物の取扱いについて啓発するとともに、不適切な取扱いのある場合は助言・指導を行います。
- (ウ) 実験動物団体と連携し、実験動物を取り扱う施設の実態把握に努め、実験犬の登録や実験動物の適切な取扱いについての普及啓発を行います。
- (エ) 動物愛護管理施策に係る課題などについて施策の参考とするため関係者による情報・意見交換を行う場としての「長野県動物愛護管理推進懇談会」は、幅広い関係者による情報・意見交換を行うとともに、会議の内容については議事録の公表を行うなど議論の可視化に取り組みます。

特に、重点施策である「猫問題への対策」、「多頭飼育問題への対策」、「災害対策」、「動物取扱業者への対応」では、行き場を失った動物の取扱いや動物の飼い主への支援など多くの関係者による連携・協力した対応が必要となるため、様々な課題への対応について関係者間の合意形成を図ります。

#### (3) 数値目標

項目	令和2年度 (実績)	令和12年度 (数値目標)
保健所職員技術研修会の実施回数(年度)	中止※	1回以上
動物愛護推進員技術研修会の実施回数(年度)	中止※	1回以上
動物愛護センターサポーター研修会(年度)	1回	1回以上

※各種研修会等について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生により中止したものがありますが、例年1回以上、必要に応じて実施しています。

## 【用語の解説】

用語	説明
動物愛護推進員	知事又は長野市長若しくは松本市長から委嘱を受け、ボランティアとして地域で動物の飼い方相談、繁殖防止の助言、動物の譲渡のあっせんなどの活動を行う。
動物愛護センターサポーター	動物愛護センターに登録し、同センターの事業に協力し地域における普及啓発活動を行うボランティアをいう。
家庭犬インストラクター	長野県動物愛護会員で支部が実施する「しつけ方教室」を修了後、家庭犬インストラクター認定講習会を受講した者等を長野県動物愛護会長が認定する。犬のしつけ方教室等を通じて、保健所に協力し、地域における動物の適正飼養のリーダーとして活動する。
アニマルセラピー	アニマル・アシステッド・セラピー (Animal Assisted Therapy) = 直訳すると「動物介在療法」のことで、広い意味では動物との関わりが人間の健康の質を向上させる場合を指す。治療過程のある部分で、特定の基準に合格した動物を介在させることが不可欠で、治療目標が定められている。専門の立場からセラピーに関わっている医師、施設の指導者の意見を取り入れて実施する。
動物介在活動	アニマル・アシステッド・アクティビティー (Animal Assisted Activity) = 直訳すると「動物介在活動」のことで、動機づけ、教育的、レクリエーション的又は健康維持的な活動の機会を与え、生活の質の向上を手助けする活動。特に訓練を受けた専門家、その補佐的な役割の人、又は特別な基準にあった動物を同伴させるボランティアがいろいろな環境下で実施する。
動物由来感染症	動物から人に感染する病気の総称。現在、世界では150種類以上あり、日本では寄生虫による疾病を入れて数十種類位あると言われている。
狂犬病	人と動物の共通する感染症で、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、咬むことなどにより人に感染。人・犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。
長野県動物愛護会	動物の適正な飼育管理の知識と動物愛護思想の普及を図ることを目的とした、会員数約1,300名を有する任意の団体。県下に各支部を設け、犬のしつけ方教室、犬・猫の繁殖制限普及啓発事業、地域猫活動等の事業を行っている。
不妊去勢措置	オスに対し去勢手術等やメスに対し不妊手術等の繁殖制限を行うこと。
第一種動物取扱業	動物の販売、保管等を業として営む者で、知事、長野市長又は松本市長の登録が必要。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。 (販売)ペットショップ、ブリーダーなど

用語	説明
	(貸出し)ペットレンタル業者など (保管)ペットホテル、ペットのシッターなど (訓練)訓練、調教業者など (展示)動物園、水族館など (その他)会場を設けた動物売買あっせん業(ペットオークション)など 動物を譲受けて有料で飼養する者(老犬老猫ホーム)など
動物取扱責任者	第一種動物取扱業の施設で、その業務が適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。知事が行う動物取扱責任者研修を年1回以上受講する義務がある。
第二種動物取扱業	非営利で保管(動物譲渡活動など)、貸出し、訓練、展示を行うための施設を設置している動物取扱業は保健所への届出が必要である。
地域猫	町内会、市民ボランティア等が役割分担をして、責任の所在を明確にして、周辺住民の理解を得て、繁殖制限手術を施し、地域で適切に飼育管理されている「猫」をいう。
特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、マムシ等、人の生命、身体、財産に害を加える恐れのある動物で、動物愛護管理法で約650種が選定されている。 特定動物の飼養・保管を行う者は、知事又は長野市長若しくは松本市長の許可が必要である。
所有明示措置	鑑札、名札、マイクロチップ等の装着により、個体識別ができるようにすること。
マイクロチップ	2×12mmの細長いカプセル状の電子標識器具で、それぞれのチップに異なる15桁の番号が記録されており、皮下に注入し専用のリーダー(読取器)で読みとることができることにより、番号を照合することで動物が迷子などになった際に、飼い主を探すことができる。
アニマルウェルフェア	動物福祉、家畜福祉のことで、快適を配慮した動物の飼養管理のこと。
3Rの原則	国際的にも定着している実験動物の取扱いの基本的な考え方である、代替法の活用(Replacement)、使用の制限(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)の頭文字をとって、3Rの原則という。
動物愛護管理関係監視指導の基本方針	保健所が動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者への立入検査を効果的に実施するため、年間の監視指導計画の策定方法や重点監視指導項目などを年度ごとに県庁が定める監視指導の基本方針。

長野県動物愛護管理推進計画策定の経過	
平成 19 年 4 月 17 日	第 1 回 検討会
5 月 21 日～6 月 30 日	・ 現状と課題、アンケート調査等について検討 県民、動物取扱業者、動物愛護推進員に対するアンケート調査実施
8 月 1 日	第 2 回 検討会
	・ 推進計画骨子案、アンケート結果について検討
10 月 31 日	第 3 回 検討会
	・ 推進計画素案について検討
11 月 28 日～12 月 18 日	パブリックコメントによる意見募集
	第 4 回 検討会
平成 20 年 1 月 22 日	・ パブリックコメントの意見結果、推進計画案について検討
3 月 6 日	第 5 回 検討会
	・ 最終案、条例の制定について検討

長野県動物愛護管理推進計画 第 1 次改定の経過	
平成 25 年 8 月 30 日	基本指針の改正
平成 25 年 9 月 4 日	第 1 回動物愛護管理推進連絡協議会開催
	・平成 24 年度までの検討結果、今後の推進計画見直し作業、スケジュールについて
平成 25 年 10 月 28 日	第 1 回作業部会開催
平成 25 年 12 月 18 日	第 2 回作業部会
平成 26 年 2 月 7 日	連絡協議会開催
平成 26 年 3 月	公表

長野県動物愛護管理推進計画 第2次改定の経過

令和2年4月	基本指針の改正
8月3日	令和2年度 長野県動物愛護管理推進懇談会
9月7日	令和2年度 第1回動物愛護管理担当者会議
10月28日	第2回動物愛護管理担当者会議
12月22日	第3回動物愛護管理担当者会議
令和3年2月15日	第4回動物愛護管理担当者会議
4月21日	令和3年度 第1回動物愛護管理担当者会議
6月16日	第2回動物愛護管理担当者会議
9月10日	第3回動物愛護管理担当者会議
10月11日	令和3年度 長野県動物愛護管理推進懇談会（1回目）
12月7日	11月長野県議会 健康福祉委員会で改定案の概要を報告
12月17日	パブリックコメントによる意見募集
令和4年1月27日	第4回動物愛護管理担当者会議
2月25日	長野県動物愛護管理推進懇談会（2回目、書面開催）
3月11日	2月長野県議会 健康福祉委員会で改定案を報告
3月25日	公表